

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

Feel!Go!

日整広報

VOL.265



令和5年度通常総会開催
長尾淳彦会員が新会長に就任

柔道整復師を 夢のある職業に

公益社団法人 日本柔道整復師会
www.shadan-nissei.or.jp

日整貸与超音波観察装置(sv7)の会員への貸出について

日整は、「匠の技 伝承」プロジェクト10年計画の中で、日整会員施術所への超音波観察装置導入を推奨しています。

これから超音波観察装置を導入しようとする会員、新型機種を検討されている会員に対して、標記超音波観察装置の貸し出しを始めました。

希望に応じて機器取扱い説明等のサポートも致します。

貸し出しを希望される会員は、所属の各都道府県柔道整復師会にお問い合わせください。



会員限定メール配信ツール 日整ニュースレター

今、日整が伝えたい内容を配信します。

会員の皆様にリアルタイムでダイレクトに情報を発信しています。

会員支援事業(新型コロナ対応)の追加支援策も随時配信しております。

右記の登録サイトからメールアドレスを登録してください。

QRコードからも簡単に登録できます。



<https://www.shadan-nissei.or.jp/Newsletter/Reg/>



日整のホームページ

ホームページは
こちら👉👉👉

<https://www.shadan-nissei.or.jp/>





- 2 | 就任挨拶
公益社団法人日本柔道整復師会 会長
長尾 淳彦
- 4 | **2023年度通常総会報告**
- 8 | **新役員挨拶**
- 13 | REPORT1 令和5年度「帰一賞」受賞者の発表
- 14 | REPORT2 第4回全国保険部長会議を開催
- 16 | REPORT3 「医科との併給問題」に大きな前進!
- 18 | REPORT4 柔道整復療養費のオンライン請求等に向けて
具体的な検討項目が示される
- 19 | 関連団体トピックス
日本機能訓練指導員協会 令和5年度第1回
認定機能訓練指導員実務研修会(ベーシックコース)を開催
- 20 | 「匠の技 伝承」プロジェクト 令和5年度 第1回指導者養成講習会 開催
- 24 | シリーズ連載 エコー観察装置講座(初級編10) 超音波で運動器をみる
- 36 | 日整学術大会 開催報告
- 37 | 日整主催学術大会一覧・周年記念式典開催日
「投の形指導解説書」(解説動画入り)を発刊
- 38 | 連載第13回 柔道に学ぶ道
- 39 | 理事会だより
- 44 | 編集後記



Feel!Go!の最新号およびバックナンバーは日整ホームページでもご覧いただけます。
●日整ホームページ <https://www.shadan-nissei.or.jp/>



登る山(目標)を明らかにして 腑に落ちる対策、対応を行う

—柔整にとって今、何が一番大事なのかを考える—

柔道整復師業界が長きにわたり存在してこられたのは、次にあげる5つの信頼と協調があったからです。

1. 患者さんである国民からの信頼と協調
2. 支払い側である保険者からの信頼と協調
3. 内閣をはじめとする都道府県、市区町村である行政からの信頼と協調
4. 業界内外の柔道整復師関連機関からの信頼と協調
5. 業界を構成する柔道整復師からの信頼と協調



1 患者さんである国民からの信頼と協調

柔道整復師は初検から治療に至るまでほとんど一人の施術者が対面で治療にあたり患者さんの持つ様々な背景因子にも適切に対応してきました。そして、症状の変化や治療に至る過程でその人に合った治療方法を選択して対処してきました。

そうした意味からも昔から患者さんがこの先生なら身を任せられるという安心感から信頼を得てきました。

だからこそ今、「柔道整復師はこういうことが出来ます」「接(整)骨院ではこういう治療をこういう治療計画に沿って行います」「保険はこういう時に使えます」など柔道整復師側から正しく伝えることを行います。

2 支払い側である保険者などからの信頼と協調

柔道整復師が療養費を使えるようになったのは、「柔道整復師はきちんと治す」「柔道整復師は不正をしない」という信頼があったからです。療養費外の保険においても同様です。

全国健康保険協会、共済連、健保連や国保連合会、後期高齢者医療、労働局、自賠責関連とは対立関係でなく、対話の機会を設けて、保険者などと施術者お互いが抱えている問題点を患者さんファース

トで解決策を探っていくことが大切です。

保険者などに対しても「柔道整復師はこういうことが出来ます」「接(整)骨院ではこういう治療をこういう治療計画に沿って行います」を正しく広報しなければなりません。

療養費などの請求、審査、支払いの一体化と透明性を確保して、いまこそ厚生労働省、保険者、柔道整復師によって、腹(腑)に落ちる内容に裏付けられた柔道整復療養費の制度設計が行われ、国民に示す時期であると思います。

それには、柔道整復師の根本的な存在価値について真正面から向かい合い徹底的に腑に落ちるまで考えなければ打開できないと思います。

保険者などと真正面から向かい合い対話の機会を作り協調していきます。

3 内閣をはじめとする都道府県、市区町村である行政からの信頼と協調

行政側からの通知などの連絡に対して、施行前より周知を徹底して行いお互いの業務が円滑に遂行されることが大切です。国は日整、都道府県及び市区町村は都道府県社団が縦横の連絡網を密にして折衝や協議を行うのが望ましいと考えます。

今回の新型コロナウイルス感染症や物価高騰へ

の補助金や助成金の案内や申請手続きも国、都道府県、市区町村と異なる対応が必要であり、上記のような連絡網が整備されることにより迅速に正しく会員へ周知されます。ネットワークシステムを構築していきます。

また、近年、各地で頻繁に起こっている自然災害に対する救護活動、各種スポーツ大会の救護活動、地域包括ケアシステムの介護予防分野での機能訓練指導においても「柔道整復師はこういうことを学び訓練してこういうことが出来ます」ということを行政側に正しく広報し、柔道整復師の活躍の場を広げます。

4 業界内外の関連組織からの信頼と協調

公益財団法人柔道整復研修試験財団、公益社団法人全国柔道整復学校協会、一般社団法人日本柔道整復接骨医学会と日整との関連4団体では、定期的な連絡調整会議を行い柔道整復師業界のガバナンスとコンプライアンスの徹底とチェックシステムを構築していきます。

講道館や全日本柔道連盟をはじめとする各種スポーツ団体との連携はこれまで以上に親密に行っていかなければなりません。

新聞、テレビなどのマスコミとも友好的信頼関係を構築して「柔道整復師」を広く深く国民に広報していきます。

接(整)骨院経営でお世話になっている医療機器関係、包帯や固定具などの衛生材料関係、レセコン関係などの関連団体、会社の方々ともより良い治療の助けとなり患者さんの有益となるようお互いが切磋琢磨していく必要があります。会員の皆さんの声を集約して定期的な懇話会を開催します。

政治関係では、自民党本部は日整政連、自民党都道府県連は都道府県政連がこれまで以上に惜しみない協力体制を構築して柔道整復師の地位の向上、療養費料金UPの力添えをいただくようにいたします。

5 業界を構成する養成施設の学生、勤務柔道整復師、施術管理者の柔道整復師からの信頼と協調

柔道整復師となる入り口である養成施設の学生、実務経験期間を含む勤務する柔道整復師、開業している施術管理者の柔道整復師である仲間、同志との信頼を得なければなりません。日整会員も日整会員外も柔道整復師業界を構成する仲間です。

全国約76000名の就業柔道整復師全員が学術団体(一般社団法人日本柔道整復接骨医学会)や政治連盟で纏まるところに席を置いて自らの業界のあり方を議論して出た結論に向かって進まなければ業界は衰退します。

意見集約できる場や組織を作り、業界全体で目指すべき「柔道整復師像」を構築していきます。

最後に

柔道整復師、柔道整復術が現代社会に何故必要なのか?何故、保険(療養費)で治療を行うことが出来るのか?を国民を主体として自論だけでなく他者にもわかる説明が必要です。

そうしない限り、業界を取り巻く環境は混迷を深め未来は混沌とし業界は混乱します。

それは泥濘の地に杭を打つ、乾いた砂漠の地に水を撒くという今は虚しい行為かも知れませんが真剣に深く考えてひとつひとつ具現化していかなければ業界は無くなってしまいます。

業界全体で動き出さなければ誰も助けてはくれません。しかし、業界内だけで出来ることはたかが知れています。国を巻き込んで国が介入できるような「柔道整復師業界再建案」を構築していかなければなりません。我々、柔道整復師がどのように社会に貢献するかを常に問わなければなりません。

願望やお願いベースではダメです。願望を成就に繋げるには並みに思ってはダメです。そうできればいい程度の生半可な思いはダメです。すさまじく激しく必死で考えなくてはなりません。

目の前にある安易な安心よりも正しいと思える困難を選びましょう。

「柔道整復師が本当に大切にしたいものは何か」「大切にしたいことの為に今出来ることは何か」その問いの繰り返ししが柔道整復師業界を今一度誇りを持てる業界に出来る術であると信じています。

私たちの年代は若い柔道整復師に誇りを持って仕事に励み、生活や子育てを両立できる職業として確立させる責任があります。

「あなたの職業は何ですか?」と問われたときに堂々と「柔道整復師!」と答えられる誇りある業界に柔道整復師全員でしていきましょう。

長尾淳彦会員が新会長に 「柔道整復師を夢のある職業に」

公益社団法人日本柔道整復師会(以下、日整)は6月25日正午より、日本柔整会館で2023年度の通常総会を開催した。役員改選では、会長に長尾淳彦会員(京都府)、副会長に竹藤敏夫会員(茨城県)と森川伸治会員(愛知県)を選定するとともに、理事16名(会長・副会長を除く)、監事2名を選任した。任期は2年。この他、令和4年度決算案などの全議案を賛成多数で承認した。



伊藤会長「先を見据えた活動が必要」

冒頭、役員を勇退する田村清会員(群馬県)、嶋谷清会員(石川県)、石原誠会員(香川県)、富永敬二会員(佐賀県)が挨拶を行った。

このうち、田村会員は「(日整トピックについて)今後は、日整事務局と広報スタッフとで装いも新たなものを作成し、配信すると思ひますので、引き続きご高覧をお願いします」と呼びかけた。



田村会員



嶋谷会員

石原会員は「公益法人の財務3要求である『収支相償・公益目的事業比率・遊休財産額保有制度』をクリアするなど、(財務担当理事とし

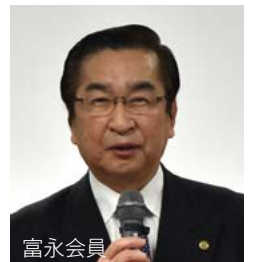


石原会員

嶋谷会員は「監事を務めてきた6年間で、創立100周年記念行事など様々なことに関われたのは、私にとって非常に大きな財産になりました」などと語った。

での)責任は果たせたかなと思います」と述べた。

富永会員は「会員の先生方にご協力、ご支援いただき、何とかお勤めできたかなと思っております。本当に心から感謝申し上げます」と会員に対して感謝の念を示した。



富永会員

続いて、2022年度中に亡くなった78名の会員に対する約20秒間の黙祷を行った。

その後、挨拶に立った伊藤述史会長は、「柔道整復師業界はこれまで、われわれの先達が血のにじむような努力をして組織を立ち上げた後、地域医療に貢献する日々を積み重ね続けて、社会および国民からの信頼を確立しました。この素晴らしい歴史を守るため、今一度しっかりと一致団結して、様々なことについて先を見据えた活動をしていかなければなりません」と述べるとともに、「今日、総会で決定する新しい理事者を中心にして、柔整業界の歴史をしっかりと国民にアピールできる素晴らしい組織になってほしい」と要望した。

2024年は診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のいわゆる「トリプル改定」の年になる。伊藤会長

はこれについて、「時代に沿った料金体系の設定が必要です。この改定については、厚労省など関係各所に対してしっかりとお話をさせていただいている」と現状を説明した。

オンライン請求については「何があっても国に協力しなければなりません。保険証を確認するためのカードリーダーは、会員の皆さんに配布することになっております」などと語って協力を求めるとともに、「日整が中心となって制度の中身を提案して、厚労省と協議を重ねることが一番大事だと思っています」との考えを示した。

また、受領委任払い制度については「どんなことがあっても死守しなければならない。ぜひご協力をお願いしたい」と訴えた。

最後に、伊藤会長は「昨年6月の総会で皆さんから信任いただいて以降、しっかりと自分なりに頑張ってきたつもりです。本当にいい勉強と経験をさせていただきました」と感謝の言葉を述べ、挨拶を終えた。



伊藤会長

その後、通常総会の議長には遠藤寿之会員（福島県）、副議長は加藤弘幸会員（広島県）が選任された。

総会は、定款第17条に基づき、代議員総数95名の過半数、48名以上の出席をもって成立する。岡田事務局長は、出席代議員について「1名遅れていらっしゃるようですが、現時点で94名」と報告。これを受けて、遠藤議長が通常総会が成立することを宣言した。議事録署名人には、吉

村英男会員（富山県）と杉尾裕司会員（滋賀県）が議長から指名された。



左から遠藤会員、加藤会員

令和4年度決算案、会費免除者案を承認

第1号議案「令和4年度決算案の承認について」の審議では、伊藤宣人保険部長が全国11地区で学術大会を開催したことや、「匠の技 伝承」プロジェクトの指導者養成講習会を実施したことなど、事業報告の大要を説明した。



伊藤保険部長

続いて、石原誠財務部長が2022年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録など決算案の概要を説明した後、「入会金、会員数の減少が依然として続いており、入会金、会費収入は前年度比からマイナス約700万円となっております」などと総括した。

また、決算案の説明の中で、3月26日の全国会長会で報告があった元職員との訴訟についても説明。4月13日、東京地方裁判所で元職員の会社都合による合意退職について和解が成立したことを報告するとともに、解決金の1809万3000円については、2023年度決算において損失計上する方針を示した。



石原財務部長

監査報告では、嶋谷清・高橋政夫両監事が2022年4月1日から2023年3月31日までの事業年度の関係諸表を確認したところ、適正だったことを報告。

その後、高橋監事は柔道整復師の国家試験漏えい問題に触れて、「公益社団法人日本柔道整復師会は、全ての柔道整復師の規範でなければなりません。新会長を含む理事者は強い使命感と倫理観を持ち、柔道整復師が安心して生活できるよう会を維持していただきたい」と訴えた。

その後、採決で賛成が過半数を占めたため、決算案は原案通り可決された。

これを受けて伊藤保険部長が、「内閣府へ提出する『事業報告等に係る提出』に変更の必要性が生じた場合、基本的な部分の変更を伴わないときは、理事会に対応を一任いただきたい」と提案したところ、賛成が多数を占め、提案通り可決された。

第2号議案「令和5年度の会費免除者案の承認について」の審議では、伊藤保険部長が満85歳以上で40年以上会費を納入した新規の終身免除会員38名、年間総収入160万円以下もしくは生活保護を受けている会員24名が会費免除の対象になる旨を説明。採決の結果、代議員の過半数が賛成して原案通り可決された。

続いて、代議員2名からの質問・要望について、伊藤保険部長が説明した。遠藤寿之会員(福島県)の質問に対しては、「ご指摘の都柔整(東京都柔道整復師会)の文書に対して、日整会長名の6月19日付文書を代議員の皆さま宛に郵送し、見解を述べさせていただきます。また、都柔整から日整あてに『議決権行使禁止仮処分申立』があり、顧問弁護士の志田先生にお願いして6月20日の裁判所での審尋に臨んだ結果、都柔整からの申し立ては認められませんでした」などと説明。また、赤池敬順委員(石川県)の要望については、「貴重な



高橋監事

ご意見ありがとうございます。今後の理事会にて参考にさせていただきます」と回答した。

会長に2名、副会長に4名が立候補

第3号議案の「役員を選任ならびに会長及び副会長の選定について」は、以下の11人の会員で構成される選挙管理委員会が役員改選を進行した。

選挙管理委員長	大室正美会員(山梨県)
副委員長	吉田省吾会員(東京都)
選挙管理委員	池田由会員(北海道)
同	伊藤護会員(秋田県)
同	佐々木西盛会員(福井県)
同	山出美材会員(三重県)
同	岩本芳照会員(兵庫県)
同	永野秀信会員(大阪府)
同	近藤尚良会員(島根県)
同	小川洋一会員(徳島県)
同	太田恵一郎会員(長崎県)

大室委員長は選管委員の名前を読み上げた後、「選挙運動にかかわる文書頒布は、発行者のいかんを問わ

ず1候補につき一度のみ」など、選挙ルールの遵守を改めて訴えた。

役員立候補届の受付期間は、選挙管理委員会規程に基づき、5月26日から6月2日の正午まで。選管は全ての立候補届を受理したが、その後、理事候補の藤井剛寛会員(東京都)と瀧澤一裕会員(同)、会長候補で現職の伊藤述史会員(同)の3名が6月23日付で立候補を辞退した。

投票に際して大室委員長は、定数を越えた立候補のあった会長選・副会長選は投票用紙による投票結果をもって決議し、立候補者数が定数内に収まった理事選・監事選は挙手によって決議する旨を説明した。



大室委員長

出席代議員95名(全員)による投票が行われた。

【会長の選定】

定数1名の会長選には、長尾淳彦会員(京都府)と伊藤宣人会員(三重県)の2名が立候補した。

会長選 投票結果

- ・長尾淳彦会員(京都府) **65**票
- ・伊藤宣人会員(三重県) **28**票

※投票総数95票 ※有効票93票、無効票2票

よって、長尾淳彦会員1名が、出席した代議員の議決権の過半数を得て会長に選定された。

【副会長の選定】

定数2名の副会長選には、竹藤敏夫会員(茨城県)、森川伸治会員(愛知県)、豊嶋良一会員(宮城県)、春原博会員(東京都)の4名が立候補した。

副会長選 投票結果

- ・竹藤敏夫会員(茨城県) **68**票
- ・森川伸治会員(愛知県) **56**票
- ・豊嶋良一会員(宮城県) **28**票
- ・春原博会員(東京都) **8**票

※得票総数95票 ※有効票95票、無効票0票

よって、竹藤敏夫会員と森川伸治会員の2名が、出席した代議員の議決権の過半数を得て副会長に選定された。

【理事の選任】

理事選では、定数11～16名に対して、立候補者数は定数内の16名となった。

理事選 投票結果

- ・原澤研祐会員(群馬県) **76票**
- ・田代富夫会員(栃木県) **76票**
- ・大河原晃会員(埼玉県) **76票**
- ・山崎邦生会員(岡山県) **76票**
- ・齋藤勝典会員(山形県) **76票**
- ・川口貴弘会員(奈良県) **76票**
- ・柏木久明会員(長野県) **76票**
- ・櫻田裕会員(宮城県) **76票**
- ・高山訓正会員(北海道) **76票**
- ・藤川和秀会員(愛知県) **76票**
- ・鈴木努会員(静岡県) **76票**
- ・徳山健司会員(大阪府) **76票**
- ・金子益美会員(新潟県) **76票**
- ・齋藤武久会員(神奈川県) **76票**
- ・橋口均会員(鹿児島県) **76票**
- ・塩川哲也会員(福岡県) **76票**

※得票総数95票

よって、16名全員が代議員の過半数の賛成を得て、理事に選任された。

【監事の選任】

監事選は、定数2名に対して、宮下治由会員(福井県)、高橋政夫会員(千葉県)の2名が立候補した。

監事選 投票結果

- ・宮下治由会員(福井県) **76票**
- ・高橋政夫会員(千葉県) **76票**

※投票総数95票

よって、両会員とも代議員の過半数の賛成を得て、監事に選任された。

長尾新会長「リーダーシップ発揮したい」

役員改選後、長尾淳彦新会長が壇上に立って就任挨拶を行った。

挨拶を行った。

冒頭、挨拶の前に、「伊藤会長、伊藤部長、大変な1年の中、本当にありがとうございます」と感謝の念を示



長尾新会長

すととも、「今後もいろいろな意味で、ご助言・ご指導を賜りますようよろしくお願いいたします」と述べた。

その後、長尾新会長は「(今回)立候補した会長、副会長、理事、監事の24名の平均年齢は68.25歳です。今日お越しの先生方もほとんど同じ年齢層だと思いますが、この年代は多分、開業後に家を建てることができ、経済的にもあまり苦労せずに子どもたちを育てられた世代です。私自身もそうでした。

ところが、現在、開業している30代や40代の若い柔道整復師には同じことができるだろうか、ということを考えてきました。私たちは若い柔道整復師に誇りを持って仕事に励み、生活や子育てが両立できる職業として確立させる必要があります」と問題意識を示すととも、「日整は、柔道整復師界のリーダーであるべきと信じています。色々な問題もありましたが、私たちは柔道整復師を次世代の若者にとって夢のある職業にするため、様々な課題解決においてリーダーシップを発揮していきたいと考えています」と決意を表明した。

初の会長職を務めるにあたっては、「会長として何をすべきか、これから考えを一層深めていくところ です。先輩方を含む会員の皆さんには、いろいろな意見やご指導をいただければと思います」と謙虚に語った。

また、「接骨院がどういったことを行ってくれるところで、柔整師はどういう職業なのかということについて、国民にはあまり理解されていないように感じます。保険者にしても、行政にしても、私たちの業界に対する理解はまだ進んでいないのが現状です。こうした理解度の向上も含めて、政治家の方々とも協調しながらこの業界を引っ張っていきたくて思っております。どうぞ2年間よろしくお願いいたします」と述べて、挨拶を終えた。

新役員挨拶



副会長
竹藤 敏夫

この度の、日整役員改選において副会長に選任いただき重責を担うことになり、身の引き締まる思いであります。これも偏に、皆様方の温かいご支援の賜物と、深く感謝申し上げます。

さて、我が業界は、度重なる不祥事により、先人が築いてきた信頼を大きく失墜してしまいました。会員の皆様、柔道整復師を目指す学生の皆様、国民、保険者、そして関係省庁等に対しての信頼を、今回の役員改選を契機として、全力を挙げて取り戻さなければなりません。

一方、会員の先生方の確実な収入の回復を図り、柔道整復師としての、日々の職務に誇りと責任を持てるようにしなければならぬと思っております。

そして、先達が築いてきたこの業界を、次の世代につないでゆくことが、与えられた使命として、誠心誠意取り組んでまいります。

引き続き、皆様のご支援ご協力を、心よりお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。



副会長
森川 伸治

この度、6月25日(日)の日整通常総会にて役員選挙が行われ、多くの代議員の皆様方よりご信任を賜り、副会長の重責に選任をして頂きました。これも偏に代議員の皆様方の温かいご支援・ご協力の賜物と心より深く感謝申し上げます。

昨今、我が業界が一段と非常に厳しい状況の中、4期8年で広報部長・保険部長・学術教育部長・国際部長として責務を果たして参りましたが、柔整療養費取り扱いの大幅な低下の中、追い打ちをかけるように不祥事が続き国民や行政、保険者からの柔整業界への信頼が大幅に失墜し、先ずは何よりも信頼を回復させなければなりません。その上で柔整療養費の増額と第2の柱となるべく在宅医療での訪問型サービス参入への交渉をしっかりと行い会員の皆様方の為に職責を遂行してまいりたいと思っておりますので、今後とも皆様方の絶大なるご支援ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。副会長就任の挨拶とさせていただきます。



理事(総務部長)
川口 貴弘

この度、総務部長を担当致します奈良県の川口貴弘でございます。

「日本機能訓練指導員協会」が設立され3年が経ち、全国にてシンポジウム、実務研修会も開催することができました。今後はこれらの実績をもとに更なる柔道整復師の活躍の場を作っていきたいと考えます。

2025年には団塊の世代が後期高齢者となり柔道整復師の働きが今まで以上に必要とされる時代となります。国民の皆様信頼される接骨院、機能訓練指導員としての柔道整復師が国民の保健医療に貢献出来るよう、今後も時代に即した未来に繋がる活動を執行部一同、おなじ目標に向かって頑張っております。

今後とも会員の皆様からのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



理事(財務部長)
齋藤 武久

新たに財務部長に就任致しました。

ルール通りに、予算に基づき事業を遂行するのが、公益社団法人に課せられた命題であります。

しかしながら、時代の変遷とともに社会状況が加速度的に変化していく現代社会においては、本会の運営指針そのものも、これに即応すべきであると考えます。

そのためには、ガバナンス強化とコンプライアンスの遵守が第一義であるわけですが、社会状況に適応していない、定款、規程、諸規則の見直しが必要であると思います。

予算が適正でなければ、正当な事業はできないわけであり、この点を踏まえて、業務を執行していく所存です。



理事(保険部長)
山崎 邦生

日本柔道整復師会理事(保険部長)に選任されました山崎邦生です。2期4年間保険部、広報部の業務に携わらせていただきました。その間、新型コロナウイルス感染症をはじめ予期せぬ様々な出来事により十分な活動ができたとは言い難く忸怩たる思いをしています。

柔道整復師の置かれている現状は危機的状况にあります。それを如何に克服していくか喫緊の課題です。新執行部では長尾淳彦新会長を筆頭に具体的な方向性、目標、手段を示し、それに向かって一丸となつて進んで参ります。自らの置かれた立場を認識し職責を果たしていく所存です。会員各位には大所高所から叱咤激励いただき、ご支援ご協力ご指導賜りますようお願い申し上げます。



理事(学術教育部長)
徳山 健司

この度、学術教育部長に就任させて頂きました。

長尾会長新執行部の指針として、全ての業界関連の方々への信頼回復を掲げております。

そこで学術教育部としては科学的検証と統計解析により柔道整復術の科学的根拠(エビデンス)に基づく施術ガイドラインを構築し「匠の技 伝承」プロジェクトを完遂する事が信頼回復の一助になると考えております。また、科学的に示された柔道整復術の安全性や有効性を他の部会の先生方とも共有する事で様々な交渉時に説得力のある提言や反論が可能になると考えております。

今後の学術教育部のビジョンはこれから業界を担っていく若い世代につなげていくための「再現性」のある柔道整復術です。これを肝に銘じ尽力して参る所存ですので、会員の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。



理事(事業部長)
鈴木 努

このたびの役員選任におきまして全国の代議員の先生方よりご信任の栄を賜り理事にご承認いただき、僭越ながら事業部長という重責を担うこととなりました。新任でございますので身が引き締まる思いであります。日整柔道大会は本年度より本道である夢に向かって更なる高みを目指す大会になることを確信しております。

また、全国組織の公益社団法人として各種スポーツ大会の支援事業、慈善事業を積極的に推進して参りたいと存じます。その中で、あらゆる事態に迅速に対応し滞りなく大会が運営できるよう万全な体制で事業に臨む所存でございます。皆様方のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。



理事(広報部長)
塩川 哲也

この日の整役員改選において初めての日整理事に選任され、さらに広報部長職を仰せつかり重責を担うことになりました。

担当の藤川理事、並びに部員、事務局職員と協力のもと業務を遂行して参りたいと思います。

情報化社会の現代においては、玉石混濁様々な情報が溢れています。日整広報部としましては、各都道府県公益社団、所属会員が真に必要な情報を取りこぼすことが無いよう、日整各部と連携を強化し、情報発信を双方向に充実させ、ひいては政策提言に必要なデータ収集や調査を行う体制を整えて参ります。

微力ではありますが新人理事として、真摯かつ謙虚で丁寧に与えられた職責を着実に果たしていく所存でございます。会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。



理事(国際部長)

大河原 晃

会員の先生方、理事に再選されました埼玉県の大河原晃です。宜しく願い申し上げます。
新型コロナウイルス感染症も発症して3年半が経過し、未曾有の感染症に見舞われたコロナも5類に引き下げられ安堵感を覚えると同時に生活にも活気が戻りつつあります。

さて我が業界もこの20年、もがきながら懸命に施術に当たって来ました。課題が山積していますが、大きな課題は3つ。「失墜した信頼の回復」「療養費減少の歯止め」「会員減少に伴う組織力の強化」です。次の100年をしっかりと繋いでいく為にも、日整がしっかりした羅針盤を持って前進して行く事が大事だと思います。皆様方のご理解・ご協力の程お願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。



理事(総務部担当)

原澤 研祐

この度の役員改選において理事にご承認いただき、総務部担当理事に就任いたしました群馬県の前澤研祐でございます。

令和3年より保険部員を務めさせていただき、現在の柔道整復師の厳しさを痛感している中で、組織としての信頼度、安心感を失いつつある現況を打開していくには、日整役員が真摯に問題に向かい合い、協力し、努力する以外にないと考えます。

公益社団法人日本柔道整復師会が柔道整復師業界の確かなリーダーシップを取っていくためにも、少しでもお役に立てるよう邁進してまいります。

初めて理事に就任し、先ずは、全力で職務を全うし、努力していく所存です。

皆様のご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



理事(総務部担当)

柏木 久明

令和5年6月25日に開催された、公益社団法人日本柔道整復師会の通常総会にて理事に選任いただきました柏木久明です。

先達の皆様の多大なるご労苦により、今日まで歩んでまいりました偉大なる公益社団法人日本柔道整復師会の理事という職務を与えてくださった皆様に、改めて感謝申し上げます。この重責には改めて身が引き締まる思いであります。

立候補にあたり所信表明致しました通り、日整の組織強化に取り組む覚悟であります。

私ども柔道整復師が経済的に、精神的に不安定状態ならばまともな国民福祉など成り立つわけがありません。

浅学非才を顧みず日整の理事会が健全に機能すべくは々々々の覚悟を持って理事の職務を全うしていきたいと思っております。皆様、よろしくお願い致します。



理事(財務部担当)

齊藤 勝典

今年度代議員の皆様より理事に選任頂きました齊藤勝典です。

責任の重さを痛感いたしております。過去、2期の理事経験と会員の先生方の御意見を頂き本会の運営に努力いたす覚悟です。

更に財務担当として先生方の貴重な会費を公益法人として社会に役立つ事業に、そして会員の皆様に還元出来る様に精査しながら職務を全ういたします。先生方には忌憚のないご意見とご協力をお願い申し上げます。



理事(保険部担当)

田代 富夫

この度新たに保険部担当理事として就任した栃木の田代富夫です。いま求められるのは、自らの役職のためとかそれぞれの利害によって考えるのではなく、柔整業界全体にとって良きことなのかどうかを基準として協議し、業界にとって良いものと同意できたものを一致協力して推し進めていく組織作りだと考えます。柔整療養費の取り扱いにあっては、その適用範囲や整骨院の名称使用も含め、これまで認められてきた権利を縮小しようとする動きには断固反対し、行政・保険者に対しても強く働きかけるとともに柔整療養費の受領委任払い制度が今後も継続される環境を確立し、将来ある若い柔道整復師たちが安心して未来を描ける環境を確立するために働きます。



理事(保険部担当)

橋口 均

総会に於きまして初めて理事にご承認を頂き誠にありがとうございました。

近年の柔道整復療養費総額が減り続けておりますがその要因の中の一つに保険者の権能を逸脱した患者照会等「保険」に関する部分が大きなウエイトを占めていると思います。これは国民に信頼され健全な施術を提供してきた柔道整復師にとりまして死活問題でもあります。

先般、保険部担当を拝命いたしましたので長尾会長の方針の下で山崎保険部長にご指導頂きながら国民の願いを背景に歩を進めて参る所存です。何卒よろしく願い申し上げます。



理事(学術教育部担当)

金子 益美

令和5年度公益社団法人日本柔道整復師会通常総会役員選挙にて全国の代議員の皆様より信任をいただき日整理事職に就任いたしました、大変厳しい状況が続く柔整業界ですが、柔道整復療養費受領委任払い制度を堅持する為、責任を持って職務遂行していく所存であります。

公益社団法人組織運営の透明性、公正性を重視し、会員の信頼性を高めることに注力し、会員のご要望、ご意見を会務に反映していきます。

この長い歴史と伝統のある地域に愛される柔道整復師という職業を次世代に繋げてゆく為に、公益社団法人の理事として強い責任感を持って職務を務めさせていただきますのでよろしくご協力お願い致します。



理事(事業部担当)

櫻田 裕

この度の通常総会役員改選において代議員の皆様から選任を受け、新しく理事に就任させていただきました宮城県の櫻田裕です。私たち柔整業界を取巻く環境は依然として厳しさが続く状況ですが、先達の築きあげた歴史を継承発展して次代に繋ぐべく努力してまいります。そのためには、柔道整復師の社会的責任を従来にも増して自覚、全うして信頼回復に結びつけてゆかなければならないと考えます。はじめての理事就任で微力ではありますが、柔整業界の発展のため頑張りたいと存じますので、皆様方のご支援とご協力を下さりますよう何卒よろしく願い申し上げます。



理事(広報部担当)

藤川 和秀

令和5年度の日整通常総会において、役員改選が行われ代議員皆様の信任を得まして理事職の重責を担うこととなりました。これもひとえに、多くの方のご支援の賜物と感謝申し上げます。この職業を生業として42年が過ぎましたが、昭和の時代とは柔道整復師に対する見方が大きく変わってきているように思われます。いつまでも一つにまとまらない業界、資格者の増加、それらに起因する施術者のモラルの低下等、他にも原因を探せばきりがありません。業界の中心となるべき(公社)日本柔道整復師会でなくてはなりません。

今後とも、今まで以上のご指導並びにお力添えを賜りますようお願い致します。



理事(国際部担当)

高山 訓正

盛夏の候、全国各地の会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度令和5年度公益社団法人日本柔道整復師会の総会において、理事16名の一人として信任を受け、理事職を務めさせていただくことに感謝いたします。今後2年間の任期中、会員の皆様のお役に立てるよう努力いたします。

業界を取り巻く環境は厳しいものであることは変わりませんが、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。会員の皆様の生活を守り、会の目的を達成するために誠心誠意努力いたしますので、会員の皆様のご協力とご指導をお願い申し上げます。



監事
宮下 治由

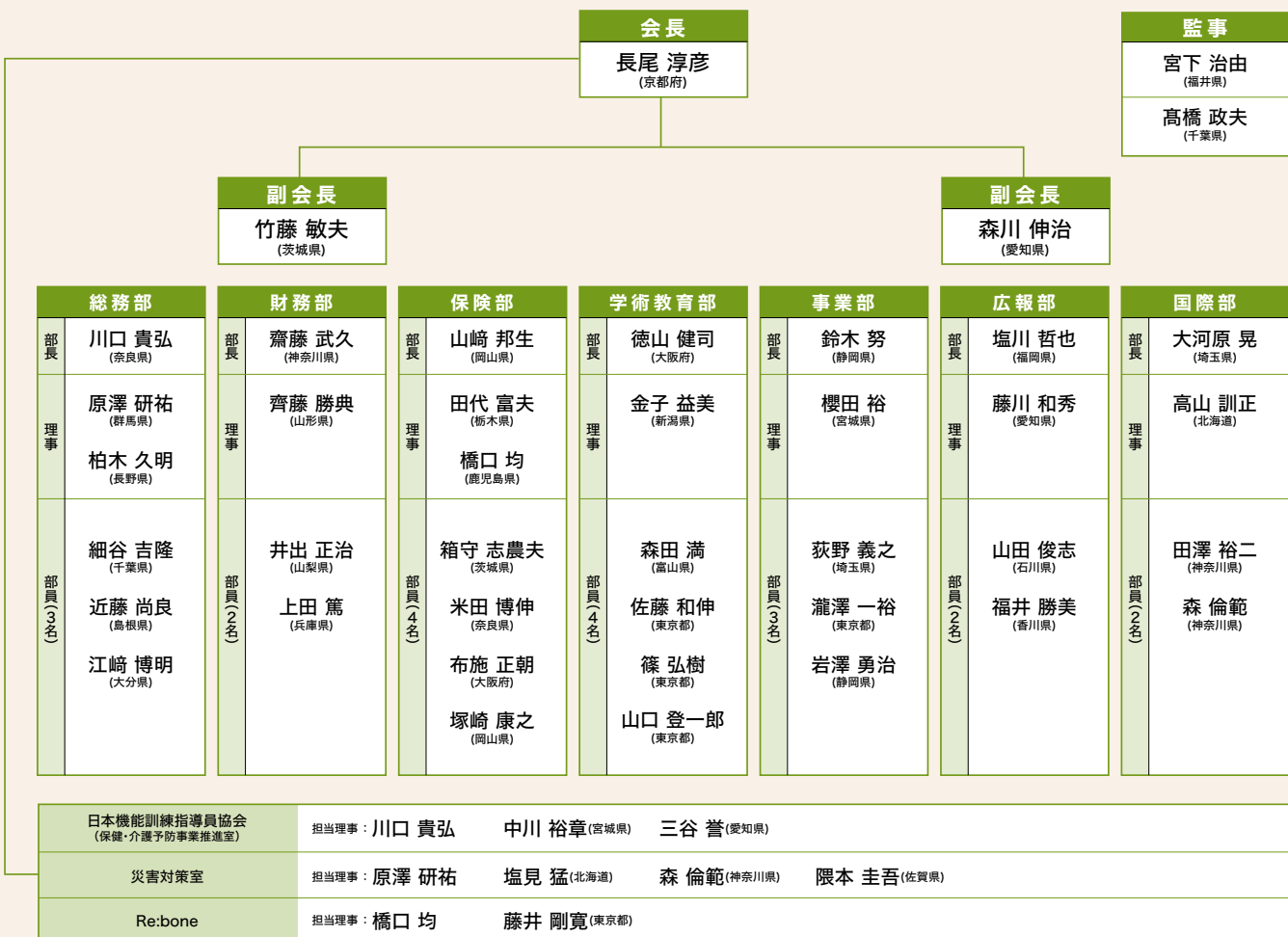
このたびの日整役員改選におきまして監事に選任されました福井県の宮下治由です。
日整広報部員6年、特別諮問委員4年、日整総会議長3回の経験を活かし、業務執行状況を常に俯瞰しながら、会長・副会長・理事を補佐し、日整の多種多様の事業、業務の活性化に貢献する所存です。
監事の役割を十分に理解し、自覚を持ち職責を全うすることで、日整の発展に尽力し、公正かつ適正な監査業務に努めて参ります。
長尾新体制に大いに期待すると共に役員一同の強い結束で、日本柔道整復師会の更なる発展に精進してまいりますので、会員皆様の温かいご理解とご協力をお願い申し上げ就任の挨拶とさせていただきます。



監事
高橋 政夫

令和5年度の役員改選において、監事に選任された千葉県の高橋政夫です。
令和3年・4年は、コロナ感染症等の影響もあって会員の生活は切迫しています。
この度の、役員改選によって、新会長始め副会長、新理事に対する期待は非常に大きいと思います。足踏みしている猶予はありません。一日でも早く信頼を回復し、倫理観を持って、会長のテーマでもある「食べていける誇りある業界」を目指して奮闘して頂きたい。会員は目に見える形の実現に期待しています。監事として、長尾新会長始め新執行部に、最大限に協力して目的を達成出来るように誠実に職務執行して行きたいと思っています。

職務分担表





令和5年度「帰一賞」受賞者の発表

今年も恒例の「帰一賞」の発表が行われ、計21名が受賞した。

今年度の「帰一賞」受賞者が4月20日の理事会で決定した。今回、帰一功労賞8名、帰一精錬賞13名の計21名が受賞。これまでを通算すると、帰一功労賞を308名、帰一学術賞を45名、帰一精錬賞を64名の方々が受賞されている。

「帰一賞」とは

柔道整復師業界の発展に著しく寄与された会員に贈られる日整最高栄誉賞として、昭和46年に制定された。賞名は講道館柔道の創始者である嘉納治五郎先生の雅号「帰一斎」と、『整骨新書』の著者であり、江戸時代の整骨医の中で学識人格ともに優れた各務文献先生の雅号「帰一堂」の双方にちなんで命名された。

平成29年の総会から、「帰一功労賞」「帰一学術賞」に加え「帰一精錬賞」を授与している。

「帰一精錬賞」は、長年にわたり柔道の指導を通じて青少年少女の健全育成をすることにより、地域社会に貢献し、その功績が顕著であると認められる会員に対して贈られる。「精錬」の名称は、山下泰裕先生(全日本柔道連盟元会長)が発案された。

令和5年度「帰一賞」受賞者(敬称略順不同)

帰一功労賞:8名

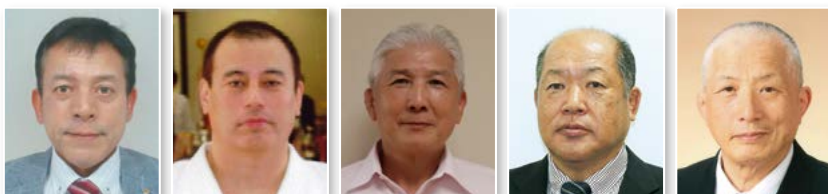


竹藤敏夫(茨城県) 大河原 晃(埼玉県) 渡辺一民(埼玉県) 富岡周三(岡山県) 山崎健司(広島県) 宮本泰輔(徳島県) 塩川哲也(福岡県) 小川平八郎(福岡県)

帰一精錬賞:13名



土屋文夫(埼玉県) 笹田裕(埼玉県) 室田次朗(神奈川県) 宮本隆弘(神奈川県) 鈴木健一(神奈川県) 徳留義見(神奈川県) 吉原理次(神奈川県) 大森素久(長野県)



中村太(愛知県) 石田雅明(愛知県) 玉山晋治(大阪府) 藤原澄男(岡山県) 茂木春喜(高知県)

第4回全国保険部長会議を開催

令和5年3月28日(火) 13時30分から第4回全国保険部長会議を開催しました。



まず、挨拶した伊藤述史会長は、これからは新しいことも考えていかなければならない。私はメタバースを活用し仮想空間を利用して日本柔道整復師会や柔道整復などをPRしていきたいと思っていると発言しました。

次に伊藤宣人保険部長が挨拶をし、岡山県から出された質問、要望に対して、現時点での考え方について、説明しました。

岡山県からの質問等をいくつか紹介します。一つ目は、「料金改定に当たり医科の2分の1の料金アップとしていたが、それを覆すとなると、根拠になる数

字がなければ国も保険者も相手にしない。何を根拠に示して交渉するつもりか」という質問でした。それに対して保険部長から「療養費の改定にあたり、これまで20年間医科の2分の1と整理されています。この取扱いについて厚生労働省は明確な理由を示していません。厚生労働省には医科等で実施している医療経済実態調査の中に療養費も入れてもらえないかをお願いしていますが、それは難しいと受け入れてくれていません。

そのため、日整として料金改定に向けてデータを示すことが必要だと考えています。

例えば、消費税率改定に伴う柔整療養費改定の議論の際使った青色申告に基づくデータなどはどうかと思っています。消費税の際は146件/年の2年分しかデータが集まらず、保険者から評価に値しないとされたので、少なくとも1,000件/年は必要と考えています」と回答しました。

次に「広告検討会で『整骨院』の名称不使用の代わりに無資格者の取締りを要求しているがどこをどのように規制することを考えているのか」との質問に対し、保険部長から「第9回の広告検討会において、広告ガイドラインを策定するに当たり、新規開設の場合には整骨院という名称は使えないということがまとめられました。これからガイドラインを策定していく段階で、整骨院については無資格者の取扱いも含め議論することとしています。無資格者に対する取扱いについては、令和3年3月に医政局医事課長通知『医業類似行為業者等に関する指導について』が発出されているが、厚生労働省と情報交換をしながら、必要に応じて指導をお願いしていきたいと考えています」と回答しました。

協定書の35について、「後段に保険者等が調査に基づき不支給等の決定を行う場合は、被保険者に不支給決定通知を行う等、不支給処理を適正に行うとともに、患者が施術者に施術料を支払う必要がある場合は、保険者等は、適宜、当該患者に対して指導を行うこととなっているが、手続きをしていない保険者がいるが、全国的にどうなのか教えて欲しい」との質問に対して、保険部長から「協定で定められたことであり、協定どおりの手続きが行われていると認識している。ご指摘のとおり中には不支給決定通知を被保険者に通知していない保険者がいるかもしれない。そのような保険者については、日整に情報提供していただきたい。日整から保険局医療課に情報提供し指導するようお願いすることとした」と回答しました。

次に、請求した療養費について、「内容を審査中であるとして支払わない保険者がある。2年の時効があるのでどのような対応すればよいか」との質問に対し、保険部長から「療養費の時効は一部負担金を

支払った日から2年間とされている。返戻を繰り返して支払をしない保険者に対しては、3月13日付けで通知した『保険者からの併給に係る返戻(個別事案)に対する対応について』の11ページに示したとおり、不作為の審査請求を検討することと日整に保険者の情報をいただければ厚生労働省に保険者の対応が不適切であることを訴えて指導するようお願いをしていきたい」と回答しました。

最後になりますが、次期料金改定に向け「明細書の発行体制加算」に関して次のような要望がありましたので紹介いたします。「施術所の収入が落ちている中で、各施術所は人件費を削減し最小限のスタッフで運営しているのが現状と認識している。

これ以上事務的な業務が増えると施術の質の低下、患者さんの安全面について不安がでてくる。結果、受付スタッフを置かなければならない状況になると思います。しかし、明細書の発行体制加算が、仮に毎回算定1回10円となってもスタッフを雇用できるような収入にはならない。制度を変えるのであれば、負担増となる経費については当然補償されるべきと考えているので、厚生労働省、保険者にきちんと訴えて欲しい」というものでした。

その他にも、活発なご意見等がありましたが、紙面の関係で全て掲載できないことをお詫びいたします。

(保険部)

「医科との併給問題」に 大きな前進!

これまで、保険部では弁護士を交え、柔道整復療養費の医科との併給に係る不支給の問題について、2ヶ月ごとに保険部会を開催し検討を行ってきました。

その中で、千葉県の不支給事例について、伊藤保険部長を中心として、これまでの検討結果を踏まえ、審査請求に向けての文書を整理し審査請求を行いました。この度、その結果がでましたので報告します。

今回、骨折の事例8件について、関東信越厚生局社会保険審査官に対して審査請求を行いました。いずれも保険者の処分を取り消すとの判断が示されました。

決定書の中で審査官の判断について2つのパターンがあり、それぞれについて示したいと思えます。

まず1つめのパターンですが、骨折の事例ですので、療養費の支給対象となる、外傷性が明らかな負傷であるかを判断しています。

次に医師の同意があるかどうかですが、申請書の摘要に「医師の同意 1 令和03.7.12〇〇クリニック 〇〇医師」と記載があることで医師の同意があったと認定しています。

その次に不支給理由について判断を続けます。保険者は「柔道整復の施術は、保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象にはなりません。…保険医療機関における投薬期間は併給とみなし、…施術料の7割はお支払いできません…」としていることに対し、(留意事項通知)「9保険医療機関に入院中の患者の後療を医師から依頼された場合の施術は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に出向いてきた場合のいずれであっても支給対象としないこと」とされているところ、保険医療機関に通

院中であることを理由として、同一疾病について、療養の給付と柔道整復による療養費の併用が一切認められないとはされていないとの判断を示しました。

さらに、(留意事項通知)「8 既に保険医療機関での受診又は他の施術所での施術を受けた患者及び受傷後日数を経過して受療する患者に対する施術については、現に整復、固定又は施療を必要とする場合に限り初検料、整復料、固定料又は施療料を算定できること。なお、整復、固定又は施療の必要がない場合は、初検料、後療料等により算定すること。」とされており、柔道整復による療養費において、本件不支給理由「…保険医療機関における投与期間は併給とみなし…」とする、薬剤の投与期間である場合の柔道整復による療養費の支給を制限する規定も見当たらないとの判断を示した。

また、「柔整療養費の被保険者等への照会について(平成30年5月24日事務連絡、令和4年5月27日改正)では、『…申請書と被保険者等からの回答が一致しない場合は、不正が明らかである場合を除き、施術所等に照会を行い、疑義を解消するようにされたい。その際、疑義の解消に必要な範囲での照会を行われるよう留意されたい。…』とされているところ、…施術者に対し、柔整施術の必要性を確認する必要があると思料されるが、理事長から提出された

資料において、施術者への照会を行ったとする資料が見当たらない。

これらのことから、理事長は、家族療養費の支給を決定するに当たっては、患者、施術所等への照会を行った上で、柔道施術が療養費の支給要件に該当していると認められるかどうかを総合的に判断する必要があったものと思料されるとし、本件不支給理由「保険医療機関における投与期間は併給とみなし」により療養費の支給要件に該当しないとして療養費を支給しないとした原処分は、法令及び関係通知に照らし合わせて、適正かつ妥当であると認めることはできないと判断するとして、保険者の処分を取り消しました。

もう一つのパターンですが、前述の場合と同じく、療養費の支給対象である外傷性があきらかな負傷である(骨折)の施療が行われていること、医師の同意があることを療養費申請書の摘要の記載で認定しています。

その上で、(留意事項通知)「8 既に保険医療機関での受診又は他の施術所での施術を受けた患者及び受傷後日数を経過して受療する患者に対する施術については、現に整復、固定又は施療を必要とする場合に限り初検料、整復料、固定料又は施療料を算定できること。なお、整復、固定又は施療の必要がない場合は、初検料、後療料等により算定すること。」とされており、患者が保険医療機関に通院中であることのみを理由として、同一疾病について、療養の給付と柔道整復による療養費の併用が一切認められないとはされておらず、保険給付における同じ内容の治療行為が重複することを制限するものと解されるところ、…当該負傷のため〇〇クリニックを受診し、画像診断が行われ「右橈骨骨折」と診断の上、薬剤が処方され、鎮痛消炎薬が調剤されていることが認められる」とし、「前記療養の給付でいう「診察」及び「薬剤又は治療材料の支給」にとどまり、「処置、手術その他の治療」に当たる器具等による療法(*電気療法、赤外線治療、熱気浴、ホットパック、超音波療法、マイクロレーダー等による療法)を行った際に算定される消炎鎮痛等処置は算定さ

れていないことから、当該負傷に係る施術が〇〇クリニックによる療養の給付と重複している事実は確認できない」ということで、医科との併給のためとの理由により、療養費を支給しないとした原処分は法令等に照らすと妥当でないと判断するとして、保険者の処分を取り消しました。

今回の審査請求の結果で以下の考えが示されたことが、「医科との併給の問題」について、柔道整復師側にとって一歩前進したと言えます。

- ①保険医療機関に通院中であることを理由として、同一疾病について、療養の給付と柔道整復による療養費の併用が一切認められないとはされていない。
- ②保険給付における同じ内容の治療行為が重複することを制限するものである。
- ③療養費の給付を決定するに当たっては、患者、施術所等への照会を行った上で、施術が療養費の支給要件に該当していると認められるかどうかを総合的に判断する必要がある。
- ④保険給付における同じ内容の治療行為が重複することが確認できなければ、不支給決定は法令等に照らして妥当ではない。今回は関東信越厚生局での判断であり、さらに医科との併給の問題を解決するためには、各厚生局の社会保険審査官に同様の判断をしてもらうことが重要です。

これからは、医科との併給であることを理由に不支給となった事例については、患者さんに協力をお願いし、積極的に審査請求を行い、今回と同様の結果を積み上げていくことが必要と考えています。

そのために、日整保険部は審査請求を行うにあたって、文書作成等について協力いたします。必要があれば都道府県柔道整復師会を通じて保険部までご連絡をください。

そして、審査請求の結果を踏まえ厚生労働省、保険者と「医科との併給の問題」について話し合っ行ってきたいと考えています。

会員の皆様のご協力をお願いいたします。

保険部

柔道整復療養費のオンライン請求等に向けて具体的な検討項目が示される

令和5年7月13日(木)17時から、第24回柔道整復療養費検討専門委員会が開催されました。日本柔道整復師会(以下「日整」という。)の委員である齋藤武久理事、川口貴弘理事は日本柔整会館からWEBでの参加となりました。

まず、事務局から委員の交代に伴い新しく委員になった方々の紹介があり、日整の齋藤理事、川口理事が新委員として紹介されました。

それから遠藤座長の進行により議事が進められました。今回の議題は「柔道整復療養費のオンライン請求等に関するワーキング・グループ(以下、WGという)における検討状況の報告」となっており、事務局から資料に沿って説明がありました。

令和4年12月28日に第1回のWGでの検討を開始し、令和5年6月8日の第4回WGまで4回の検討を行い、WGでは、12の検討項目に基づき、オンライン請求導入に関する論点を整理し、併せて実務的課題や技術的課題等について、整理、検討していくこととしたとし、各検討項目についての論点整理(案)が説明されました。

12の検討項目は次のとおりです。

①基本方針、業務フローについて

- ①基本方針について
- ②基本的業務フローについて
- ③審査のあり方について
- ④過誤調整の取扱いについて
- ⑤署名・代理署名の取扱いについて
- ⑥紙請求等の取扱いについて

②システム基盤について

- ⑦オンライン請求システムの構築について
- ⑧電子請求様式等について
- ⑨施術所管理について
- ⑩電子申請書(請求書)管理について

③費用負担等について

- ⑪予算及び維持管理経費等の見込みについて

④工程表の策定等について

- ⑫オンライン請求システム開発スケジュール等について

資料説明の後、遠藤座長からWGの座長である新田委員に補足説明があれば発言をお願いしたいと発言を求めました。新田委員からは「WGにおいて構成員には活発に議論をいただいたことに感謝申し上げます。この報告は、これから何をしなければならぬかということを整理したものであり、WGでの具体的な検討のスタートとなるもの。是非、この検討項目に基づいてWGにおいて検討を進めさせていただきたい」との発言がありました。

その後、検討専門委員会委員の各立場から発言がありました。日整を代表して川口委員から「オンライン請求の仕組みを作っていくうえで、あくまでも全員参加することが重要であり、また、十分に時間をとって検討してもらいたい」との要望を述べました。

最後に、遠藤座長から事務局に対して、本日の議論を踏まえ、オンライン請求導入等に関する検討の方向性(案)等について、引き続きWGにおいて検討をお願いしたいとの発言があり、検討専門委員会は終了しました。

なお、検討専門委員会へ提出された資料については、厚生労働省ホームページに掲載されていますので、そちらを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126707.html



令和5年度 第1回 認定機能訓練指導員実務研修会 【ベーシックコース】開催



令和5年7月29日(土)、30日(日)の2日間、日本柔整会館(日本柔道整復師会)において標記研修会が開催され、会場での受講者は13名、WEBでの受講者は62名でした。

まず、日本鍼灸師会小林潤一郎副会長が「今回の研修会には柔道整復師、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師、看護師、理学療法士、作業療法士と多職種の多くの皆さんが参加してくださいました。機能訓練サービスを行うに当たって大事なことは、関わる方々の技術を担保することだと思っています。日本機能訓練指導員協会では、来年1月、2月に上級コースのアドバイスコースを開催することとしています。このような機会を活用し知識を習得していただき機能訓練、介護予防の分野で皆さんが活躍することを期待しています」と挨拶をしました。

ベーシックコースは「現場で活躍できる機能訓練指導員の育成」を目的とし、機能訓練指導員としての基礎を学ぶ講座となっています。内容は以下のとおりです。

- ① 各制度における機能訓練指導員の役割
- ② 各制度における対象者
- ③ ICF(国際生活機能分類)に基づく機能訓練指導員としての介入視点
- ④ 対象者のアセスメントの視点
- ⑤ 具体的なアセスメントの視点
- ⑥ 安全管理と運動の実際

この内容については、「各制度における機能訓練指導員の役割」を日本鍼灸師会の菅野幸治先生、その他を日本柔道整復師会の三谷誉先生が講義を行いました。

また、「認知症サポーター養成講座」を藤本進先生が講義を行い、栄養学については東京大学スポーツ先端科学研究拠点 特任研究員で管理栄養士の竹並恵里先生による「シニアのための筋育栄養学」、口腔機能と嚥下機能については、アポロ歯科衛生士専門学校選任教員で歯科衛生士の前林美生先生による「摂食・嚥下とQOL」、福祉用具と住宅改修については、福祉用具専門相談員、住環境コーディネーターの株式会社ストリア代表取締役の谷元健吾先生の講義が行われました。

受講生からのアンケートでは、「指導員の役割、立ち位置が理解できた」、「機能訓練指導員としての知識向上になった」などの感想があり、受講者の皆さんは基本的な知識を習得されたものと思っています。

日本機能訓練指導員協会では、本年12月16日(土)、17日(日)の2日間、本年度第2回のベーシックコースを東京都で、令和6年1月27日(土)、28日(日)及び2月17日(土)、18日(日)の4日間、アドバンスコースを京都府で開催する予定です。

令和5年度 第1回指導者養成講習会 開催

令和5年4月16日(日)、日本柔整会館において、令和5年度第1回指導者養成講習会が開催された。今回は東日本地区を中心に24社団から指導者候補の会員が受講した。

本講習会では外果骨折・顎関節脱臼をテーマとし、整復・固定施術の合同実技実習と超音波観察装置取扱技術実習が行われた。また、実習後には指導者としての実技評価確認も実施された。

この講習会は施術技術の平準化確立を目指して全国の指導者育成を課題として継続的に実施している。



森川学術教育部長

講習会の冒頭で森川伸治学術教育部長は「我々柔道整復師は医師以外で唯一、骨折・脱臼の手当てができ、医師の代替機能を有しているとも言える。しかし実際には、骨折・脱臼の取り扱いは施術全体の0.1%ほどに留まっている。柔道整復師が骨折・脱臼の施術が出来なくなれば、業界そのものの存続も危ぶまれる。そこで骨折・脱臼の整復・固定技術を継承していくため、47都道府県のやる気のある若い先生方を指導者候補とし、10年計画でプロジェクトを進めている。今年度からは全国11ブロックで開催する日整主催の学術大会でもテーマを統一して骨折・脱臼の整復固定および超音波観察装置の実技実習を行う予定です。また、今日は指導者評価も行うが、これは先生方の技術力を問うものではなく、指導者としての指導力を身に付けてもらうためのものと理解していただきたい」と改めて趣旨説明をした後、指導者評価確認方法について説明を行った。

指導者評価ポイント解説・合同実技実習

実技実習に先立ち、佐藤和伸講師・山口登一郎講師が実技評価のポイントについて解説した。

佐藤講師は、外果骨折のエコー画像描出操作のポイントについて「外果は横から見ると、前方に丸みを帯びた形だとイメージしてほしい。腫脹があるとプローブが密着しやすいが、健側を観察する場合や特に痩せ型の人の場合は凹凸があるため、描出しにくければエコーゼリーを多めに使用する。外果から中枢に向かったら短軸走査を行う。中枢から末梢にプローブを移動すると線状高エコーが骨折箇所で見られる。つまりその離断を追えばどの方向に骨折線が入っているのかが明確にわかる。プローブは発信機であり受信機であるため、プローブでいかに垂直にエコーを拾っていくかが重要となる。画像が鮮明である場合はエコーが垂直に入っているということ。前距腓靭帯の観察では左が腓骨、右が距骨、その間に見えるのが前距腓靭帯となる。低エコーで写る場合もあるが、輝度を上げると見やすくなる。前距腓靭帯を観察する場合は前方引き出しテスト、踵腓靭帯の場合は内反ストレステストを行う。直接靭帯を見るというよりは、関節の動きを観察することが重要」等、リアルタイムで観察が可能なエコーの強みを活かすようにと解説した。



佐藤講師



匠の技 伝承プロジェクト

Takumi no waza Densho Project

山口講師は、外果骨折および顎関節脱臼の整復・固定技術のポイントについて「外果骨折の場合は、整復時の持ち方が非常に重要。踵骨部を掌に上手く当てる。外果に指が当たるようにして、内反気味に牽引する。そのまま力を緩めずに手掌を外果部に当て、母指球あるいは手掌で押し込む。固定に関しては、持続的な圧迫が褥瘡に繋がるおそれがあるため、踵骨にあたらないように少し浮くくらいのイメージで固定具にカーブを作る。足底部にも軽くアーチを作る。肢位は自然肢位とする。クラメル金属副子は、患部と同じ幅か若干狭い程度とする。幅が合っていないと患部との間にスペースが空いてしまい、整復しても中でグラついてしまうため、適当な幅の副子を使うことが非常に重要だ。顎関節脱臼については今回は口外法で整復する。まず術者が正座をして、患者の後頭部を術者の大腿部の上に乗せる。下顎角に両母指球を引っ掛けるようにして下方に押圧する。固定には投石帯を使用する。切込みをいれた部分を頤部に当て、上方の包帯を前から頤部に回して前額部で止める。下方の包帯は耳介の前方を通して頭頂部で結ぶ」と実技を含めてしっかり解説した。そのうえで「指導者となる先生方は当然この固定法は身に付けておかなければならないが、患者自身で再現できるものではないため、患者には自身で付け外しが可能な固定法をレクチャーしておくことも大切」等、指導者育成という視点だけでなく、あくまでも一人の施術者として患者利益を考えることの重要性も説いた。



山口講師



合同実技実習では講師が巡回して各受講者の実技を細かく確認し、直接受講者の実技指導を行った。



指導者評価確認

その後、都道府県毎に分かれて別室で受講者個々の指導者評価を確認した。指導者評価については、整復・固定やエコー機器操作の技術のみならず、説明対応力も対象となるため、受講者は一つひとつの動作を説明しながら丁寧に行う必要がある。総合評価は整復固定とエコーで区別され、評価が芳しくなかった受講者については再確認が行われる。



指導者評価確認が終了後、森川学術教育部長は「若い先生から地域の医師との連携が取れず、せっかく来てくれた患者が医科に行ってしまったという話も聞く。まずは来ていただいた患者様に対し問診・視診・触診を行い、その上で評価を的確に行い整復・固定を施して医科に送るといことも、医科との信頼関係を築くうえで重要となる。日々の施術で大変だと思うが、この実技講習だけで終わるのではなく、コツコツ地道に積み重ねて確実に技術力をアップさせていただきたい」と総括した。



富永匠の技プロジェクト推進室長

最後に、富永敬二匠の技プロジェクト推進室長は「骨折・脱臼で来院される患者は少ないかもしれないが、来院された時には確実に対処できる力をつけておかなければならない。若い世代の先生方にもしっかり指導していただけるよう期待している」と締めくくった。

今回の指導者評価は西日本の社団を中心に、2023年8月20日(日)に開催。

超音波で 運動器をみる

学術教育部

VOL.2

下腿部から 足部にかけての 軟部組織損傷

■ 足部周囲の損傷 I

日常の施術において、多くの足部周囲の損傷に遭遇しますが、超音波観察は、その多くの病態の把握を可能にします。

腓骨骨折
脛骨骨折
脛骨裂離骨折
腓骨下端
裂離骨折
第5中足骨近位端骨折
ジョーンズ骨折
中足骨疲労骨折
疲労骨折
趾骨骨折
踵骨骨折

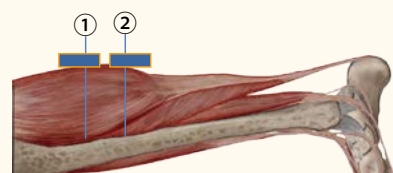
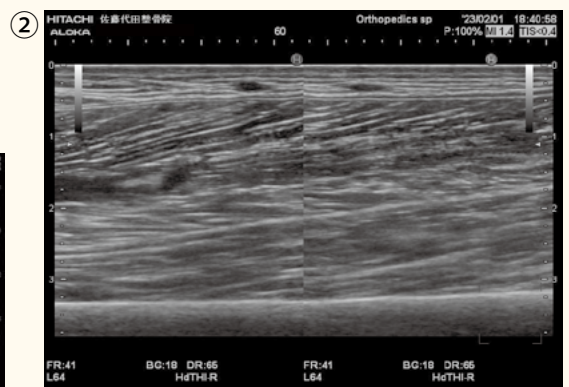
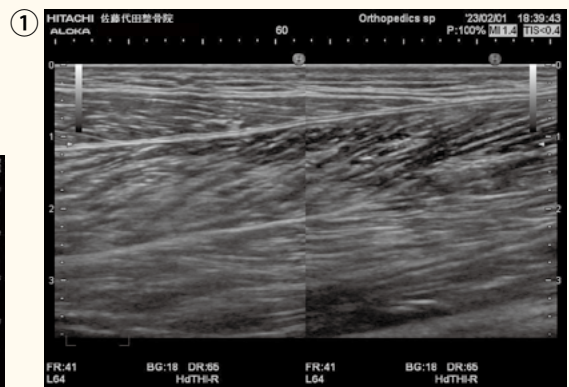
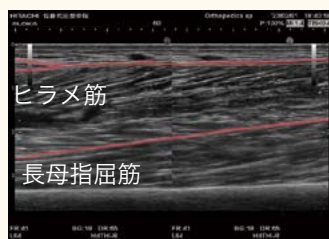
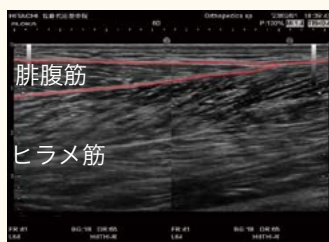
変形性足関節症
踵骨裂離骨折
腓腹筋断裂
アキレス腱断裂
アキレス腱炎
前距腓靭帯断裂
二分靭帯損傷
腓骨筋腱炎
後脛骨筋腱炎

有痛性外脛骨
足関節内側靭帯断裂
骨棘形成
足底筋膜炎
ヒールパッド症候群

■ 下腿三頭筋の観察

右の画像は、内側腓腹筋を長軸走査にて観察したものです。①において内側腓腹筋の遠位端は剣の先のように、表層の2枚の腱膜の間に筋束が並ぶ単羽状筋構造でアキレス腱に移行します。ヒラメ筋は単羽状筋と、中心の腱膜から両側に筋線維が逆方向に配列し表層の腱膜に終わる両羽状筋の部分で、右の画像では、筋内の腱膜から筋膜に広がる羽状構造が観察されます。

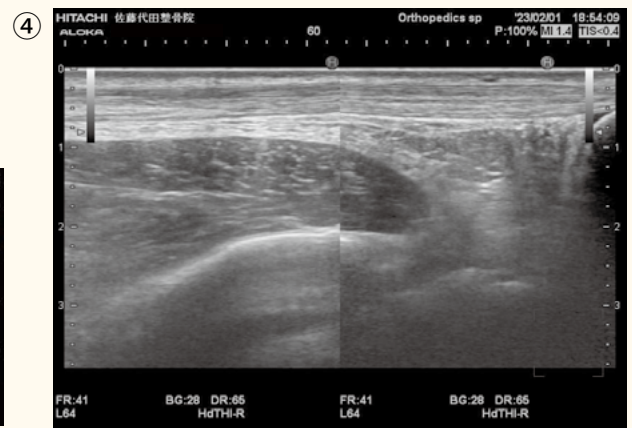
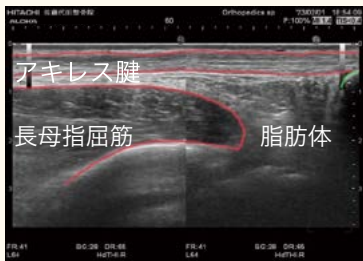
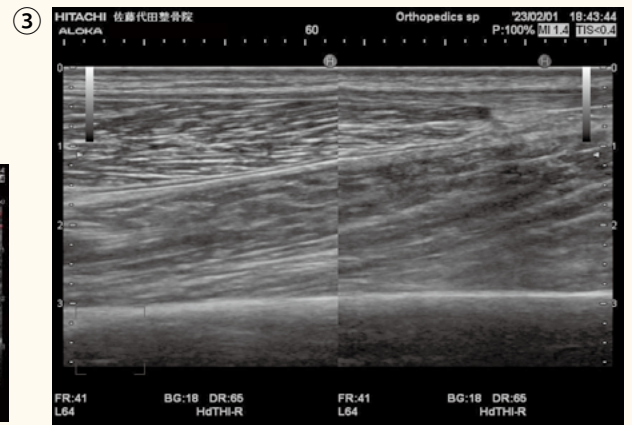
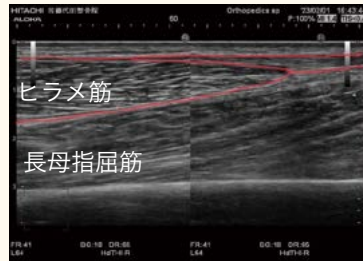
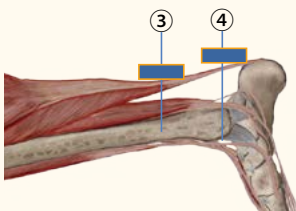
②は、①の位置から末梢にプローブをスライドさせた画像です。ヒラメ筋の深層には、長母指屈筋が観察され、第一趾の屈伸により単独で動く筋が観察されます。



■ 下腿三頭筋の描出

右の③の画像は、ヒラメ筋がアキレス腱の下からあおる様に付着する様子と、深層には長母指屈筋が観察されます。

④において、アキレス腱は層状の線状高エコーのFibrillar Pattern (フィブリラパターン) その深層は脂肪体と長母指屈筋が深く潜る様に前方に走行する様子が観察されます。

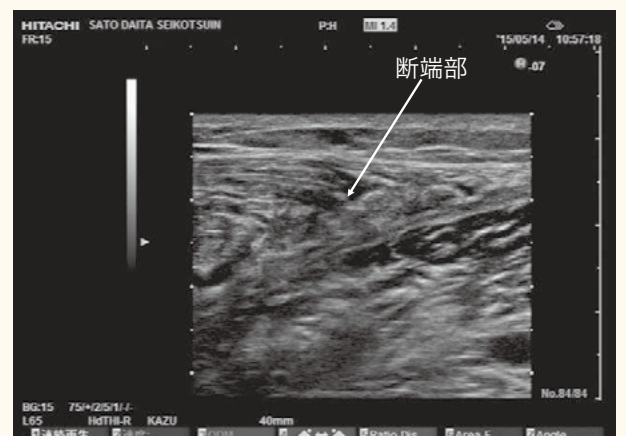
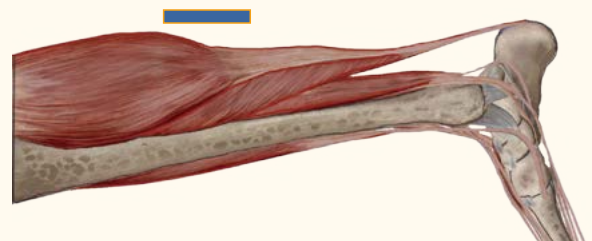


■ 下腿三頭筋の描出

バレーボール練習時、突然ふくらはぎに疼痛が発症。

右の画像は、内側腓腹筋遠位端を長軸に観察したもので、腓腹筋の筋上膜はかろうじて判断できるが、筋線維は崩れ断端部より遠位は、無エコーの血腫と損傷した線維等が混在する様子を観察します。

ヒラメ筋においても筋線維の緊張によるものか、一部多羽状筋構造が崩れている様子を観ます。

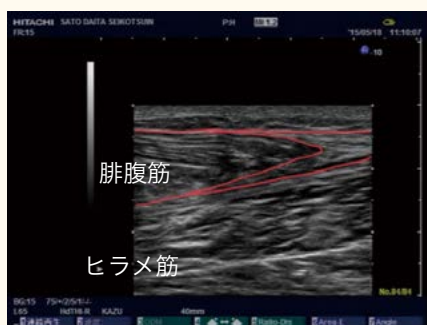


4日後 血腫は減少する

■ 受傷より4日目

右の画像は、受傷後4日後の長軸で内側腓腹筋遠位端を観察した画像です。

初見時に観察された、血腫と損傷線維による大きく広がった無エコーと低エコー域は、軽減しており損傷部の安定を考えます。



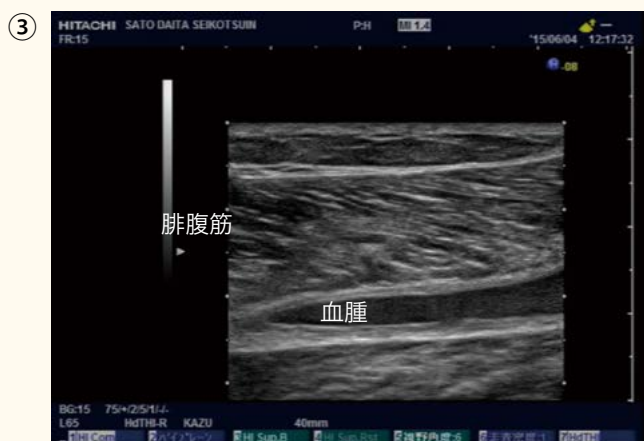
■ 3週後 再受傷

3週後、痛みが軽減したため、人に呼ばれ走ろうとした際、再び腓腹部に疼痛が出現したものです。

右の画像は、長軸捜査にて①の腓腹筋の遠位から中枢にかけて観察したものです。

①において、腓腹筋の断端部は、修復された線維が、周囲から剥がされるように断裂し、血腫による無エコーを観察し②、③においては、腓腹筋とヒラメ筋の筋上膜の間の結合組織で、剥がされその間に血腫による無エコーを観察します。

※このような、2から3週後の再断裂は、時に見ることがあり、疼痛軽減後急に走ったりしないよう注意を促す必要があります。

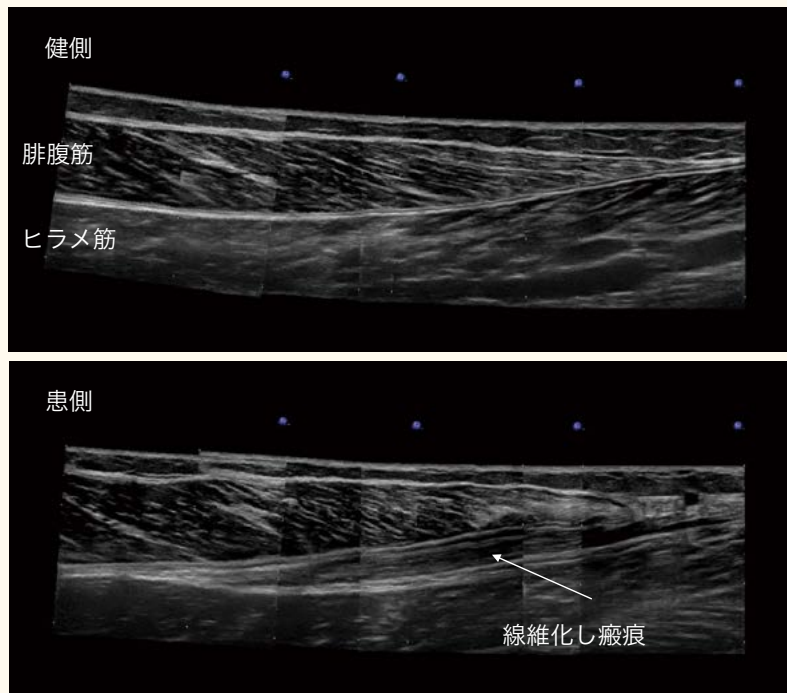


■ 全体を見ましょう

超音波画像は、以前述べたように、物と物を識別する分解能は、MRI画像に匹敵しますが、その関心領域は狭く全体を見るには、頭の中で画像を構築する必要があります。

右の画像は、ファイリングシステムソフトにより、それぞれの画像をつなぎ合わせたものです。

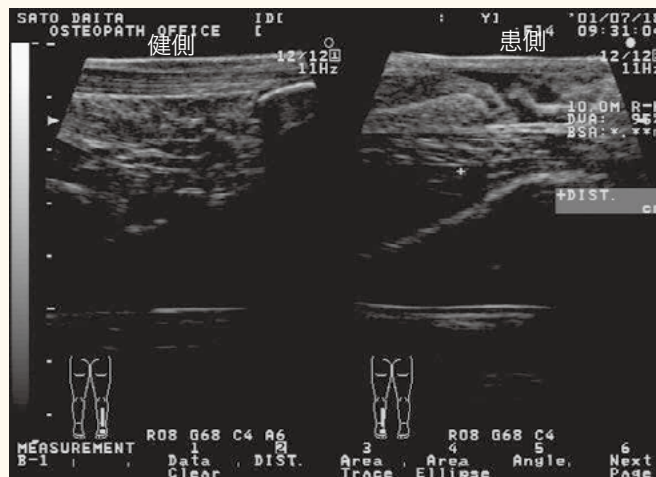
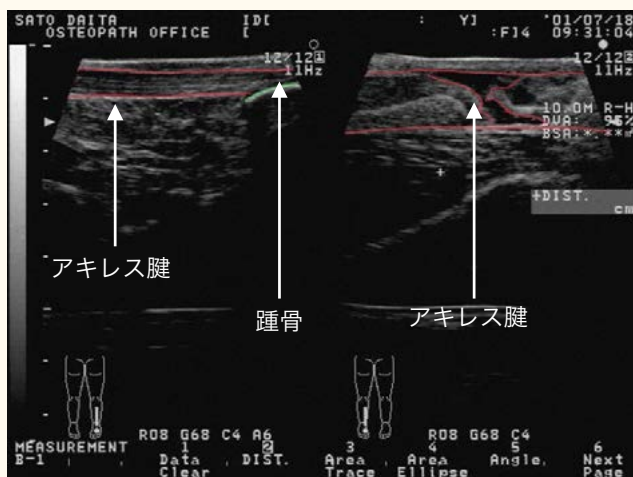
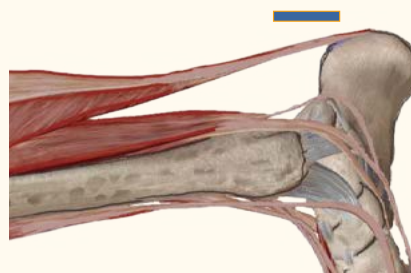
腓腹筋とヒラメ筋の筋上膜の間で起こった断裂が下腿中央まで広がり断裂内の無エコーが、線維化により高輝度に変化している様子を観察します。



■ アキレス腱断裂

右の画像は、受傷直後に観察したアキレス腱です。

損傷したアキレス腱は、断裂により大きく腫脹し、断裂部には血腫による無エコーを観察します。



■ 徒手検査

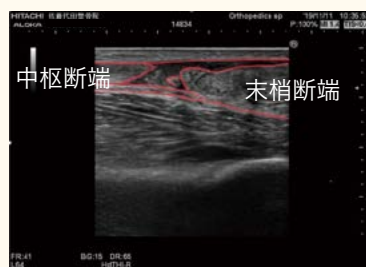
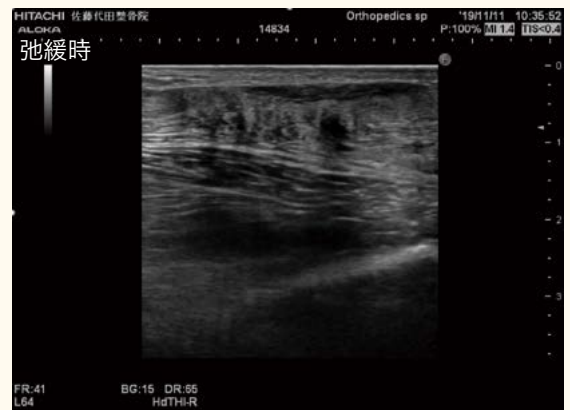
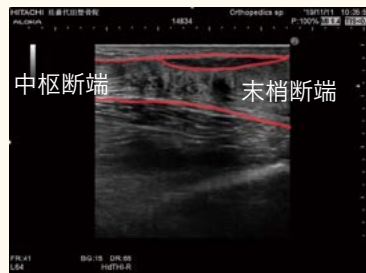
右の画像は、患者を腹臥位とし膝を伸展で腓腹部を両サイドから圧迫するシモンズテストを行っているところです。患側において足関節は屈曲することなくアキレス腱断裂を疑います。

アキレス腱の外観を、後方より観察したものです。アキレス腱の緊張は消失し、Gap Signを観察します。



■ シモンズテスト時の損傷部の変化

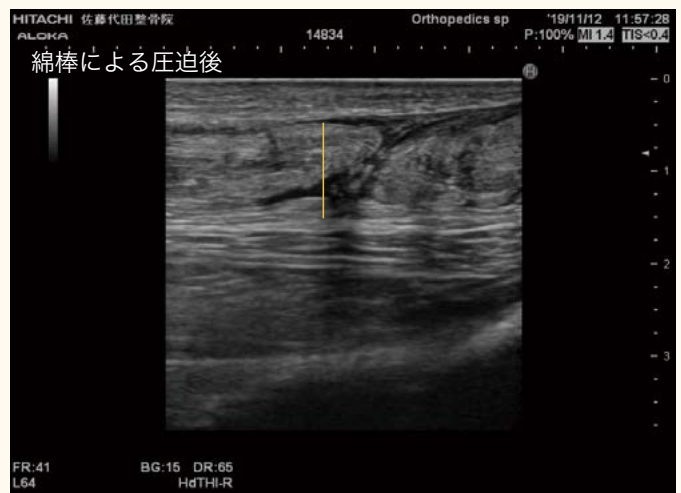
右の画像は、シモンズテストを行っている際のアキレス腱の状態を観察したものです。圧迫をしていない弛緩時から徐々に力を入れていくと、中枢断端は中枢に引かれるように移動し、断端部の無エコー域は鮮明となり、静止画だけでは分からなかった断端部の線維の様子も、リアルタイムでの観察により、より的確に判断することが出来ます。



■ 両サイドから綿棒を入れる

右の画像は、ギプス固定後損傷部を有窓し、断端部に綿棒を入れ少し圧迫をしたものです。圧迫前と比べ大きな変化はありませんが、圧迫後の画像の断端部では、より密着している様子を観察します。

このように、軽度の圧迫は、健全なアキレス腱の再生に有用である可能性を示唆します。



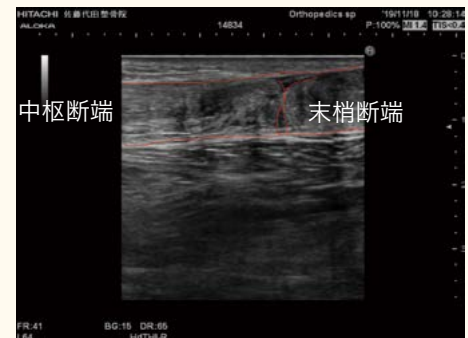
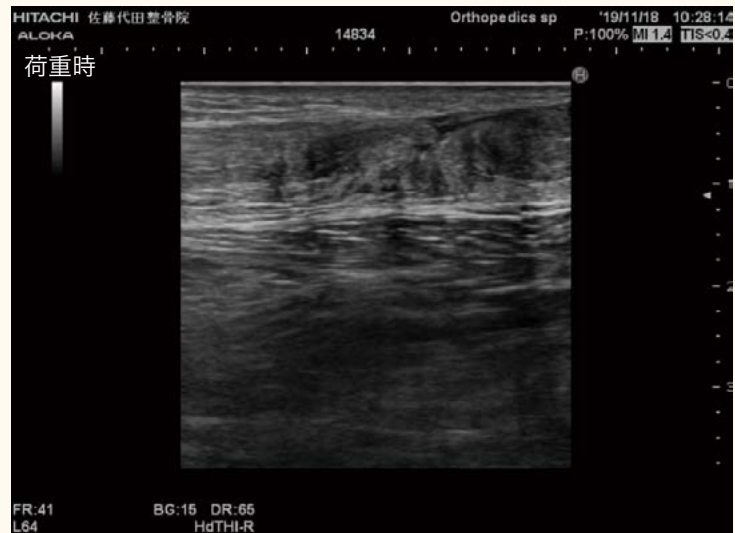
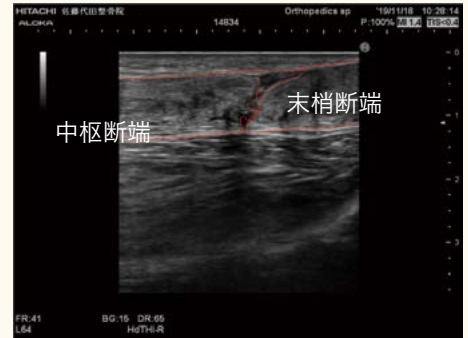
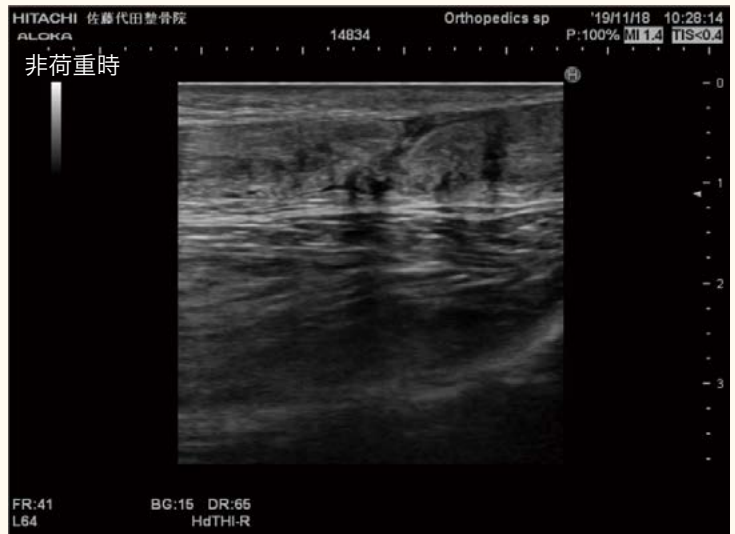
■ 固定後、荷重してみましょう

1週後、歩行を想定した、荷重時のアキレス腱の状態を観察したものです。

ギプスによる固定範囲は、下腿上端から中足骨遠位端までとします。

松葉杖を使い下肢を外旋し膝をやや屈曲しながら、荷重をかけていきます。右の画像は、その際のものです。

断端部は、荷重によりアキレス腱の左右の移動はありますが、断端部を引き離す様子は観察されません。

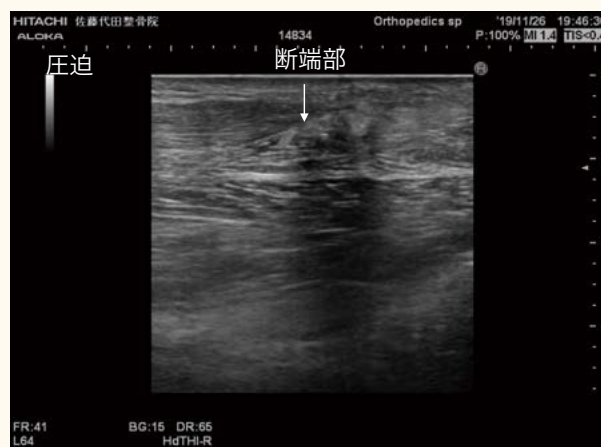


■ 2週後 断端部の観察

右の画像は、2週後トンプソンテストを行いながら、断端部を観察したものです。

腓腹部の圧迫により、断端部に多少のエコー性状の変化は起こりますが、断端部を引き離すような変化はなく、安定している様子を観察します。

この頃より、健常なアキレス腱及び関節拘縮予防の為、エコー観察をしながらの足関節の屈伸運動開始を可能にします。



■ 6週後 断端部の観察

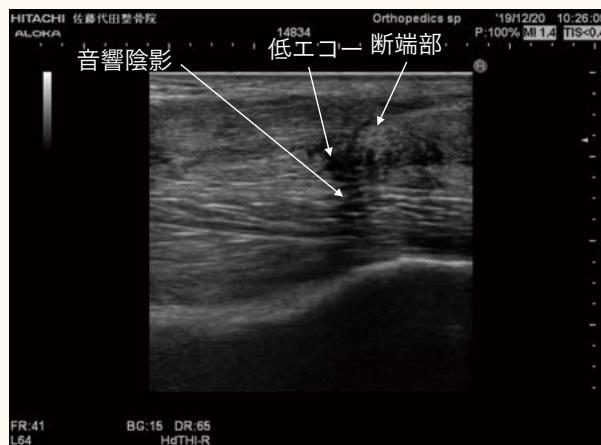
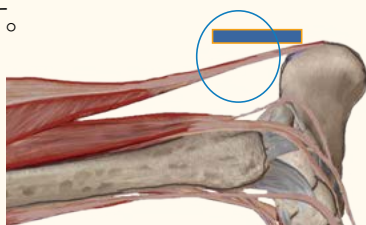
右の画像は、6週後の断端部の画像です。

この頃になると、断端部の周囲組織との区別が不鮮明になり、また、アキレス腱組織の中に無エコー域が多く出現します。

右の二枚の画像は、足関節を屈伸運動をしているものですが、特徴的なのはアキレス腱内の低エコーが、足関節の屈曲、伸展を行うと共に、その下に音響陰影が出現することです。

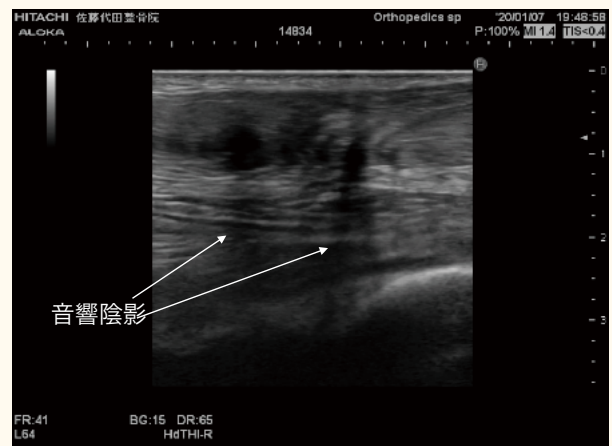
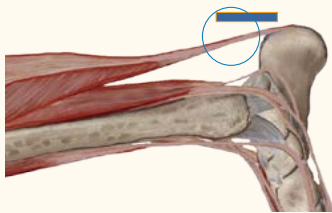
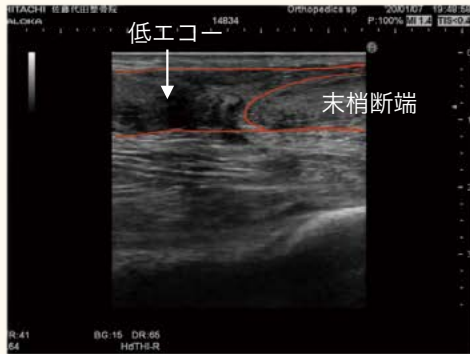
音響工学により、血管、滑液、血腫等の無エコーの深層には、後方音響増強により輝度が上がり、石灰沈着等の硬い組織の深層には音響陰影が出現します。

それらを考慮し、6週後の音響陰影の出現は、アキレス腱断端部が、しっかりと再生されているものと、考えます。



■ 8 週後 断端部の観察

右の画像は、8 週後の断端部の画像です。
断端部は周囲組織との区別は不鮮明です。
アキレス腱断端部内の無エコー域は、多く見られ、足関節屈伸時に音響陰影も多く出現しています。

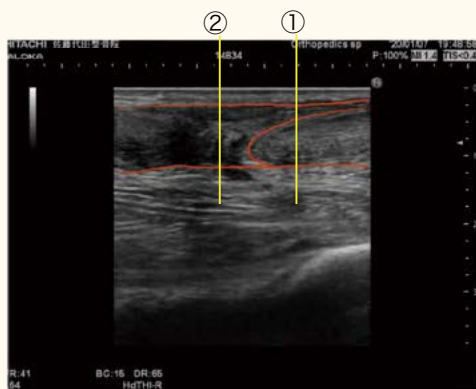
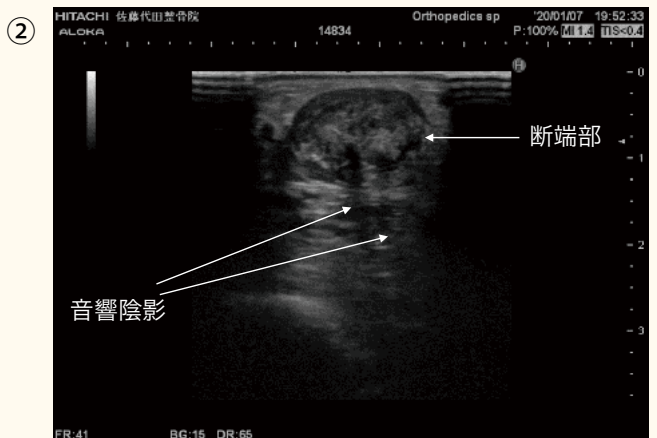
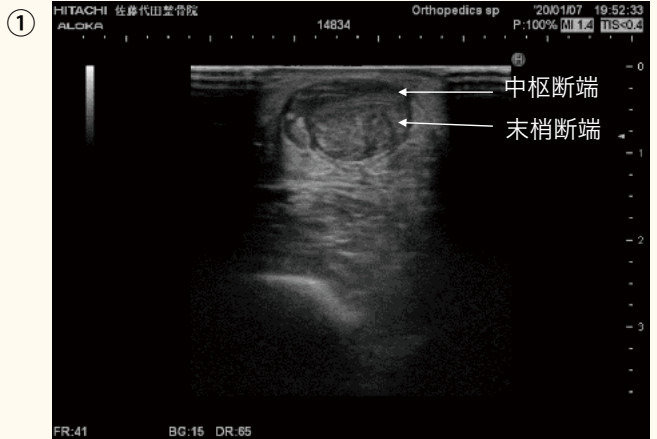


■ 8 週後 短軸走査による観察

右の画像は、8 週後のアキレス腱短軸画像です。

①は、断端部よりやや末梢で、深層にはアキレス腱の末梢実質が見られその上層には、中枢断端の末梢部が観察されます。

②は、断端部でその中には、無エコー域とそこから下に尾を引くように音響陰影が観察されます。



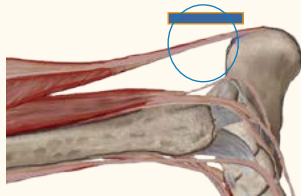
■ アキレス腱断裂 保存療法不適

右の画像は、保存療法を行わず手術の為、病院に転院して頂いた患者さんのアキレスけん断裂の画像です。

①の画像は、足関節を自然下垂で描出したものです。アキレス腱は腱上膜内で断裂し、中枢断端と末梢断端の間には、血腫が広く存在することを観察します。

②の画像は、足関節を最大に屈曲し、断端部を出来るだけ近づけるようにした画像です。中枢断端と末梢断端は多少近づきはするものの、断端部が大きく離れていることにより、その間には、血腫が大きく存在していることを、観察します。

このように、損傷したアキレス腱の状態を観察することにより、保存療法が可能か不適かの判断を可能にします。



■ アキレス腱炎 長軸走査

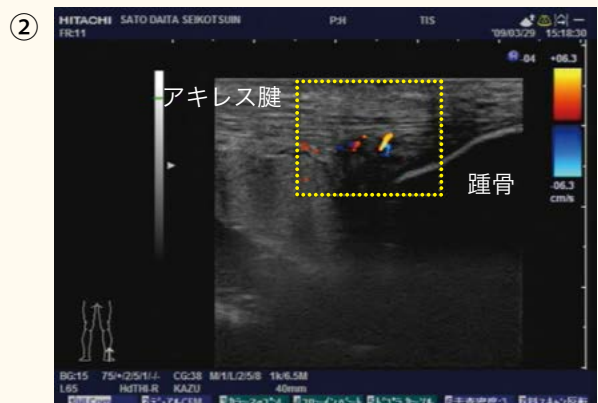
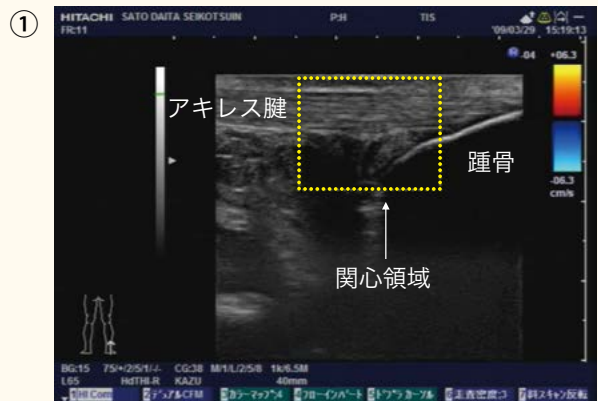
右の画像は、ママさんバレーアタッカーの方が、アキレス腱の痛みを訴え来院した患者さんのドプラー画像です。点線内が関心領域となります。

※この関心領域は、ドプラーでの反応を観察する領域で、その枠を大きく広げることも可能です。

アキレス腱部の炎症は、パラテノンに起因するアキレス腱周囲炎とアキレス腱内に障害が起こるアキレス腱炎がありますが、徒手検査において、圧痛が足関節屈伸にて変化するアキレス腱周囲炎と、変化しないアキレス腱炎をしっかりと確認しておくことが大切です。

①は健側を長軸走査にて観察してものです。アキレス腱は高輝度の腱上膜とパラテノンに包まれ、実質部は、層状の線状高エコー（フィブリラパターン）としてまた、アキレス腱踵骨附着部深層には、無エコーの後踵骨滑液包が観察されます。

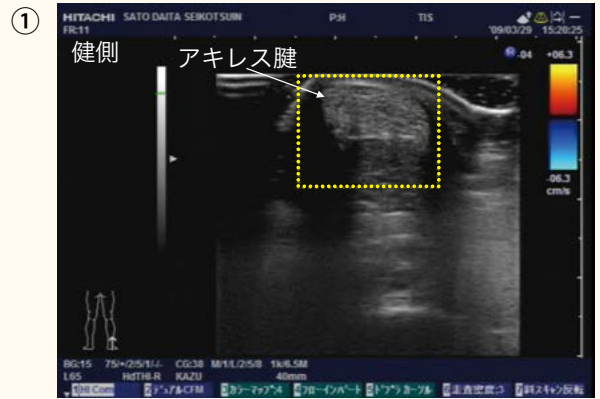
②は患側を長軸走査にて観察したもので、腱上膜、パラテノン、アキレス腱の線状のエコー像は、不鮮明となり腱の実質は肥厚し、アキレス腱の深層部は、低エコーで周囲には、血流シグナルの増加が見られます。



■ アキレス腱炎 短軸走査

右の画像の①は、アキレス腱を短軸走査したもので、形状は円ではなくまが玉様の楕円だということが分かります。表層と深層の腱上膜は、高輝度となり境は鮮明となります。また、関心領域内の血流シグナルを観察します。

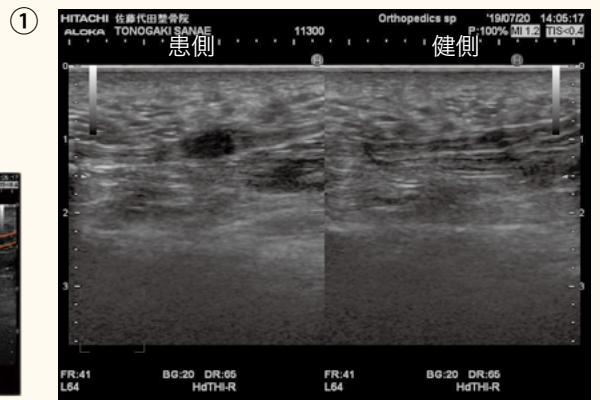
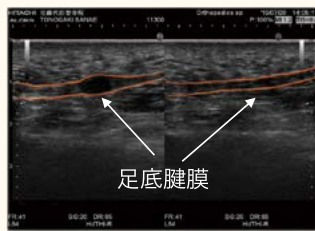
②において、アキレス腱は、腱上膜、組織液を貯留する薄い膜、パラテノンに包まれており、深層の横に広がる線状の無エコー域、実質に伸びる線状の無エコー域、そして、その中を血流シグナルの増加が観察されます。



■ 足底腱膜炎

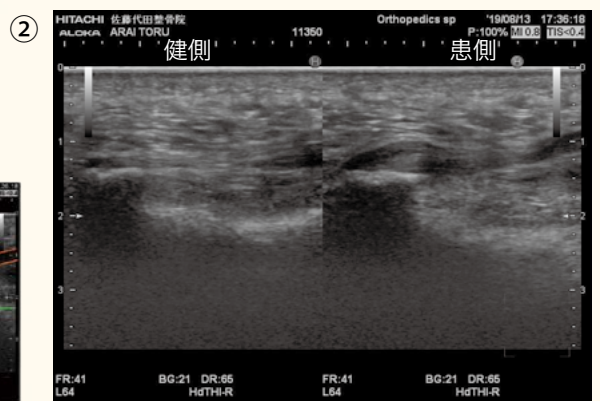
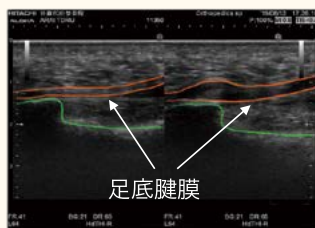
足底腱膜炎の好発部位は、踵に近い腱膜起始部(もつと多い)、中央部(土踏まず)、遠位部の三か所になります。

右の画像①は、中央部に発症した痛みを観察するために、腱中央部を長軸走査にて観察したものです。患側において腱の中央で、楕円状に肥厚し、本来、腱に見られる線状のエコー性状は確認されず低エコーとなっており、圧痛が確認されます。



②の画像は、腱膜起始部を長軸にて観察したものです。

健側の腱膜は、踵骨の付着まで同じ厚さで観察されますが、患側においては、腱膜起始部周囲の腱膜は、腫脹により厚みを増し腱を覆うように低エコー域が観察されます。



■ 踵部脂肪体障害

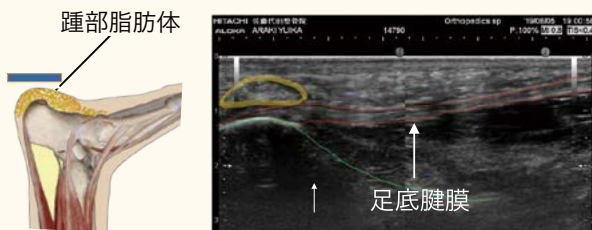
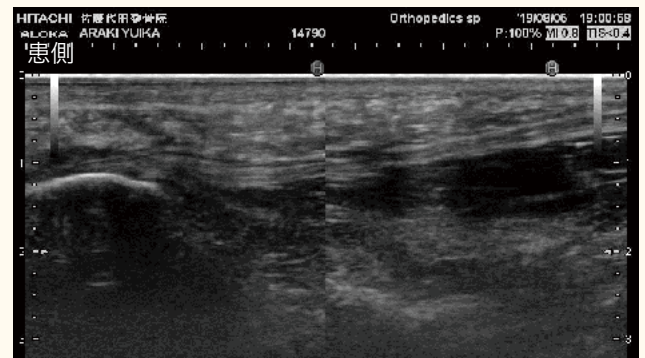
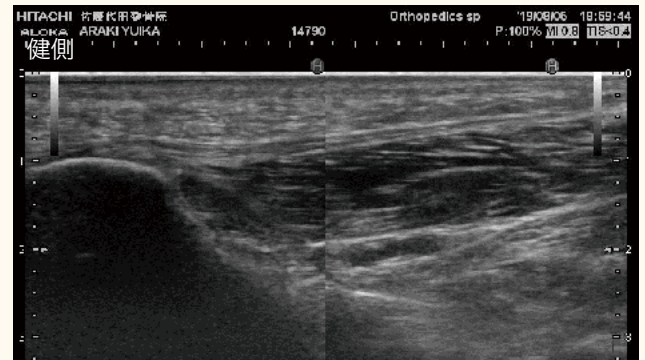
陸上部の中学1年生女子、足底筋膜炎とのことで踵に痛みを訴え来院。

右の画像は、長軸走査にて足底筋膜から踵部を観察したものです。

足底腱膜において、健側との比較で大きな変化はなく、踵骨の浅層にある踵部脂肪体に無エコーを伴う炎症像を観察します。

施術において、これら足底筋膜炎と踵部脂肪体の炎症の類症鑑別は重要になります。

踵部脂肪体は他の脂肪体と異なり小さな区画を作り分かれており、踵の疼痛や衝撃吸収に関与する組織です、神経は血管と共に脂肪体の深層（真皮の直前）まで入り込んでいます。



日整学術大会 開催報告

第43回 北信越学術大会 新潟大会

2023年6月17日(土)18日(日)ANAクラウンプラザホテル新潟にて、第43回北信越学術大会新潟大会が開催されました。17日は開会式、日整との意見交換会、夕食会が開催されました。開会式は新潟県知事、新潟市長、地元選出の国会議員の方々、新潟県柔道整復師会事業促進議員連盟の県議会議員の方々他、多くの方にご参列頂き開催されました。祝辞の中で柔整業界に対して心強いお言葉を多数頂戴しました。

18日(日)は9時30分より特別講演として医療法人愛仁会亀田第一病院新潟脊椎外科センター長の長谷川和宏先生より「患者さんは我が師匠」と題して様々な症例を基に長谷川先生が診療、手術をする上で心掛けていることをご教授いただきました。更にペルビックインシデントなど最新の知見をご教授いただき、参加された会員にとって今後の施術において非常に有益な内容の講演となりました。

その後、新潟柔整専門学校川谷悠也講師からの特別協賛発表、一般発表と続き、多くの気づきのある充実した発表でした。昼食を挟んで、日整主催によるワークショップで佐藤和伸学術教育部員による「超音波観察装置講習」山口登一郎特別諮問委員による「橈骨遠位端骨折の整復固定法」が開催されました。多くの会員が興味深く受講していました。

最後に学会開催に際し、ご協力いただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

公益社団法人新潟県柔道整復師会 理事 学術部長 小林英樹



会場風景



森川学術教育部長

第56回 四国学術大会 徳島大会

2023年7月17日(公社)日本柔道整復師会四国学術大会徳島大会をシビックセンターさくらホールにて開催しました。新型コロナウイルスが5類相当となるも全国的に増加傾向になる中、97名の先生方が参加されました。

特別講演は県民公開講演とし、徳島文理大学保健福祉学部理学療法学科教授の柳澤幸夫先生により「災害時における車椅子の避難支援を科学的に検証する」と題して講演をいただきました。その後、セミナーとして森川伸治副会長より「学術教育部からのお願い」、佐藤和伸学術教育部員より「エコーを柔整師の手に」と続き、午後から佐藤和伸学術教育部員、山口登一郎学術教育部員による「橈骨遠位端骨折」と題してワークショップが開催されました。開場後方には4台のエコー観察装置が設置され各県の先生方が直接手で体験しました。「匠の技 伝承」プロジェクト参加の先生方がサポートし、整復・固定が行われました。

研究発表は、(公社)香川県柔道整復師会の松本真弥会員より「柔道整復師の施術における超音波観察装置の有用性について(症例報告)」と題し、発表されました。

暑さと感染症対策の中、各先生方のご理解ご協力により今後の学術大会のあるべき姿を提示できたのではないかと感じております。

公益社団法人徳島県柔道整復師会 学術・介護部長 洒井満



会場風景



特別講演 柳澤先生

令和5年度 日整主催学術大会一覧

地区	担当都道府県	学会大会名称	開催予定日
九州	(公社)福岡県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第50回九州学術大会 福岡大会	令和5年8月26・27日(土・日)
東北	(公社)青森県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第42回東北学術大会 青森大会	令和5年9月2・3日(土・日)
東京	(公社)東京都柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第41回東京学術大会	令和5年9月17日(日)
大阪	(公社)大阪府柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第15回大阪学術大会	令和5年9月30日(土)・10月1日(日)
東海	(公社)三重県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第56回東海学術大会 三重大会	令和5年10月28日(土)・29日(日)
近畿	(公社)奈良県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第46回近畿学術大会 奈良大会	令和5年10月28日(土)・29日(日)
関東	(公社)神奈川県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第44回関東学術大会 神奈川大会	令和6年3月2日(土)・3日(日)

周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
(公社)熊本県柔道整復師会	公益社団法人設立10周年記念式典	令和5年10月22日(日) 熊本ホテルキャッスル
(公社)山形県柔道整復師会	創立100周年記念式典	令和5年11月23日(祝・木) 山形国際ホテル
(公社)群馬県柔道整復師会	創立100周年・社団設立55周年・ 協同組合設立27周年記念式典	令和5年11月26日(日) ホテルメトロポリタン高崎
(公社)静岡県柔道整復師会	社団法人設立75周年記念式典	令和5年12月17日(日) グランヒルズ静岡

「投の形 指導解説書」(解説動画入り)を発刊

少年柔道「形」の指導者の皆様へ

日頃から、少年柔道の育成に尽力されている皆様の御指導に深く感謝を申し上げます。子供たちが柔道を通じて成長し、楽しんでいる姿を見るのは、指導者としての喜びです。安全に配慮しつつ、個性を尊重した指導を心掛け、技術面はもちろん柔道の精神を教えることで、道場での素晴らしい雰囲気を作り上げましょう。

今般、日本柔道整復師会は公益財団法人講道館参与の鮫島元成先生のご協力をいただき、指導者向けの動画入り「投の形指導解説書」を発行いたしました。

この解説書を有効に活用していただければ幸いです。

解説書URL(電子ブック)

<https://www.shadan-nissei.or.jp/book/kata/?pNo=1>



解説動画URL

<https://www.youtube.com/watch?v=T3yikDCE084>



柔道に学ぶ

道

人生の答えは柔道にあり。

嘉納治五郎師範の言葉に学ぶエッセイコラム



講道館参与
鮫島元成

昭和25年鹿児島県生まれ。
昭和49年東京教育大学体育学部卒。
全日本柔道連盟教育普及委員会副委員長。柔道連盟強化コーチとしてナショナルチームを指導。日整全国柔道大会など4大会の大会審判長を務める。

日整の講道館柔道「形」普及への取り組み

- ①日整全国少年柔道「形」競技会の出場枠が30から47(都道府県より1チームずつ)に拡大
- ②「投の形」解説書を作成し、全国の指導者に配布

嘉納治五郎師範は、柔道修行の目的を「心身の鍛錬と勝負の修行」とし、目的達成の手段として「乱取、形、講義、問答」の四つを示している。

また、形と乱取との関係は、「陸上で講ずる航海術と海上で行う実地経験との関係のようなものであろう(講道館柔道講義)」、「語学の修行に譬(たと)えれば、形は文法に比すべく、乱取は作文に比すべし(柔道概説)」と述べ、また、「形と乱取はどういう順序で練習すべきかというに、まず、形よりするのが最もよい(柔道教本)」と説明されている。

第12回日整全国少年柔道「形」競技会は、令和4年11月20日(日)講道館大道場において開催され、各地区代表27チームの精鋭によってその演技が披露された。少年少女の講道館「形」の競技会が全国レベルで開催されるのはこの大会だけである。

この大会のプログラムに形競技会の実施趣旨が明確に述べられている。

嘉納治五郎師範は柔道の稽古方法を「形」と「乱取」の二種に分類し、「形」は攻撃防御に関しあらかじめ種々の場合を定め、理論に基づき身体の動きを規定し、その規定のごとく稽古すると教え、「乱取」とは一定の方法に拠らず各自、勝手的手段を用いて稽古することである、と教えられた。「投の形」は講道館柔道草創期の時代を背景として制定された古典である。少年少女には、試合優先主義、勝負一辺倒化ではなく、技の理合いの原点を正しく理解、体得させることが極めて重要である。(大会プログラムより)

そして、令和5年からは出場枠を30から47(都道府県より1チームずつ)に拡大という大きな改革が実施された。

現在、柔道の練習で形の練習に時間を割くものは多く

ない。昇段試験の機会にわずかに練習の時間を取る程度である。しかし、形を学ぶことによって、柔道の本質が少しでも理解できればそれが乱取に生きてくるかもしれない。柔道がもっと面白くなるかもしれない。そして、それが柔道の本来の目的である人間形成に役立つかもしれない。その機会を与えるのがこの大会の趣旨である。しかし、その大会出場のためには日々の練習が必要になる。練習するためには指導者の存在と、正確な「投の形」の指導書が必要になる。そのためにこの解説書を作成した。

この解説書のモデルとなった二人は、令和4年の大会の優勝者である兵庫県の山口風海君と中原琉衣君である。講道館の大道場で練習の成果を見事に表現し観衆を魅了した。二人にはさらに精進を継続され数年後、世界大会への出場を期待したい。※解説書の詳細は37ページを参照

講道館夏期講習会第一部が終了した。一部講習会の趣旨は柔道高段者としての教養を高め、「形」の指導を主として資質の向上を図るものであり、参加資格は男子4段以上、女子は2段以上である。6日間にわたって講道館の7つの形を練習する。コロナ化で参加できなかった海外の柔道修行者が、続々と申し込んでくれた。その数、外国人参加者167名、国内在住(日本人)参加者77名、計244名の柔道人が講道館大道場で楽しく、真剣に修行をした。

このように、柔道の修行は乱取練習のみでなく、「形」も世界各国に普及していることが実証された。「形」の魅力は実践することで理解できる。全国の柔道指導者は自分の実践とともに、少年たちに、「形の魅力を伝えてほしい。」

理事会 だより

令和5(2023)年度 第1回理事会

開催場所	日本柔整会館
開催日時	令和5年4月20日(木曜日)13時00分 ～14時30分
理事現在数及び定足数	現在数14名 定足数8名
理事出席者	理事14名中14名出席 伊藤(述)、石原、伊藤(宣)、森川、 竹藤、山崎、川口、徳山、豊嶋、 齊藤(勝)、大河原、富永、 齋藤(武)、田村
監事出席者	監事2名中2名出席 嶋谷、高橋
議長	伊藤会長
進行	伊藤保険部長

会議の概要

対面により実施された。議長は冒頭で定足数が満たされていることを確認。そして、議事録署名人については、定款第39条に基づき、伊藤述史会長と嶋谷清・高橋政夫両監事であることを確認した。

議題

第1号議案 『帰一賞の推薦等について』

(1)各都道府県柔道整復師会からの申請を受けて、伊藤保険部長から「帰一功労賞」、竹藤事業部長から「帰一精練賞」受賞者候補(敬称略、順不同)に係る説明があった。審議の結果、いずれも承認可決した。「帰一学術賞」の申請はなかった。

〈帰一功労賞〉8名

竹藤敏夫(茨城県)、大河原晃(埼玉県)、渡辺一民(埼玉県)、富岡周三(岡山県)、山崎健司(広島県)、宮本泰輔(徳島県)、塩川哲也(福岡県)、小川平八郎(福岡県)

〈帰一精練賞〉13名

土屋文夫(埼玉県)、笹田裕(埼玉県)、室田次朗(神奈川県)、宮本隆弘(神奈川県)、鈴木健一(神奈川県)、徳

留義見(神奈川県)、吉原理次(神奈川県)、大森素久(長野県)、中村太(愛知県)、石田雅明(愛知県)、玉山晋治(大阪府)、藤原澄男(岡山県)、茂木春喜(高知県)

(2)伊藤保険部長から、令和5年度帰一賞表彰式についての説明があった。審議の結果、ここ数年同様、日整通常総会時には帰一賞表彰式を実施せずに、該当府県に盾等を郵送する対応とすることについて、承認可決した。

第2号議案 『会費免除申請について』

各都道府県柔道整復師会からの申請を受けて、伊藤保険部長から議案について説明があった。新規終身免除申請38名および所得等に関する免除申請24名について、審議の結果、承認可決した。

第3号議案 『通常総会開催日時等について』

伊藤保険部長から議案について説明があった。審議の結果、通常総会は、令和5年6月25日(日)12時開会(於:日本柔整会館)で実施することが承認可決した。各都道府県柔道整復師会に総会開催日時および場所について、事前通知を発信することとした。

第4号議案 『R5/6役員選挙方法について』

伊藤保険部長から議案について説明があった。提案どおりの内容にて「役員選任に関する申し合わせ事項」を承認可決した。その他、選挙に係る詳細については選挙管理委員会に一任することを承認可決した。

第5号議案 『熊本県柔道整復師会 公益社団法人設立10周年に係る表彰申請について』

伊藤保険部長から議案について説明があった。熊本県から申請のあった、熊本県柔道整復師会公益社団法人設立10周年記念における会長感謝状2名、永年会員表彰5名の表彰について、審議の結果、承認可決した。

第6号議案 『一般表彰内規(改正案)について』

伊藤保険部長から議案について説明があった。やむを得ない事情により式典等が延期となった場合で、当初予定していた式典時に受章要件を満たしていた会員が、日を改めて開催される式典までの期間に退会したとき、当該県会長は、当該退会者を含めた表彰申請をすることができ旨を定めた改正案について、審議の結果、承認可決した。

第7号議案 『救護及びトレーナー活動に係る助成金支給対象大会追加申請及び活動報告』

石原財務部長から議案について説明があった。令和4年度、各県で開催される大規模なスポーツ大会等のうち、日整の「救護及びトレーナー活動規程」に基づき助成金支給対象となる大会については、既に令和4年6月7日の理事会において承認されているが、追加分の申請1件(香川県)について、審議の結果、助成金支給対象大会として承認可決した。また関連で、活動が終了した対象大会に係る助成金を該当県に支給する旨の報告があった。

第8号議案 『今後の匠事業について』

森川学術教育部長から議案について説明があった。匠事業10年目の2029年までの大まかな講習会等の流れについて説明があった。審議の結果、承認可決した。また、今後各県が実施する匠事業(モデル実施要綱)についても、整理をして理事会で決定次第、各県に発信することとした。

第9号議案 『定款変更について』

伊藤保険部長から議案について説明があった。審議の結果、令和4年11月理事会において継続審議となっていた定款変更(副会長定数の変更等)については、令和5年6月通常総会に提案しないことを承認可決した。

第10号議案 『役員賠償責任保険について(R5/3から加入済み)』

伊藤保険部長から議案について説明があった。令和5年2月24日の理事会において標記保険へ加入することを決定し、令和5年3月1日より加入した。令和5年4月末までに、標記保険料を当該保険会社に日整が全額支払うことを承認可決した。

第11号議案 『職員関係について』

伊藤会長から議案について説明があった。日整職員の定期昇給、特別昇給、賞与および個別契約職員との契約更新について、審議の結果、承認可決した。

- ⑥代議員定数について(令和5年度)
- ⑦理事会議事録について(2/24開催分)
- ⑧臨時理事会議事録について(3/13開催分)
- ⑨国際緊急援助隊医療チームでの活動について
- ⑩第28回日本災害医学会学術集会報告(2023/3)
- ⑪NHK「ラジオ深夜便」掲載記事(3~4月号)等について
- ⑫日本柔整会館の電力について
- ⑬日本柔整会館の2階給茶機について
- ⑭日整医療保険 申込件数(2023/4現在)
- ⑮返戻、支払等について
- ⑯令和4年 日整柔道復療養費施術料金の実態調査
- ⑰第43回全国少年柔道大会に於ける形演武について(主催:全日本柔道少年団ほか)
- ⑱日整トピック(R5/3/14・3/17・4/18発行号)
- ⑲各部報告
(総務部)日整元職員との裁判結果報告
(総務部)iPad機種変更について
(総務部)クールビズの実施について(5月から10月末)
(財務部)懇親会等を実施する際の会費について
(政策部)オンライン請求を見据えた療養費データ一元化プロジェクト報告
以上をもって議案の審議等を終了した。

令和5(2023)年度 第2回理事会

開催場所	日本柔整会館
開催日時	令和5年6月6日(火曜日)13時00分~15時10分
理事現在数及び定足数	現在数14名 定足数8名
理事出席者	理事14名中14名出席 伊藤(述)、石原、伊藤(宣)、森川、竹藤、山崎、川口、徳山、豊嶋、齊藤(勝)、大河原、富永、齋藤(武)、田村
監事出席者	監事2名中2名出席 嶋谷、高橋
議長	伊藤会長
進行	伊藤保険部長

会議の概要

対面により実施された。議長は冒頭で定足数が満たされていることを確認。そして、議事録署名人については、定款第39条に基づき、伊藤述史会長と嶋谷清・高橋政夫両監事であることを確認した。

報告事項

- ①内閣府への変更届出書提出について(役員辞任)
- ②第31回柔道整復師国家試験合格者状況
- ③会費未納者の除籍通知について
- ④日整会員数、日整登録柔道整復師数、日整ニュースレター登録者数(2023/3末現在)
- ⑤令和4年度末日整会員各種集計資料

議 題

第1号議案 『選挙管理委員会 委員の交代について(北海道地区)』

伊藤保険部長から議案について説明があった。審議の結果、北海道選出の選挙管理委員会委員について、高山訓正会員(令和5年5月23日付で委員辞任)から池田由会員(令和5年6月6日付で委員委嘱)となることについて、承認可決した。

第2号議案 『会費免除申請に係る要望について(長崎県)』

伊藤保険部長から議案について説明があった。主要な要望概要は会費免除要件の緩和であった。非常に厳しい会員の状況は理解するところではあるが、日整の状況を総合的に考慮し、「会費免除取扱い要項」は改正しないこととして、承認可決した。

第3号議案 『通常総会について』

(1) 令和4年度事業報告について

伊藤保険部長から標記について説明があり、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(2) 令和4年度決算案について

石原財務部長から「令和4年度決算案」(令和4年度の貸借対照表および損益計算書ならびに財産目録等の決算書類と予備費の使用について)の説明があり、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(3) 令和4年度決算案について

嶋谷・高橋両監事から適正であった旨の監査報告がされた。

(4) 令和4年度会費免除者案について

伊藤保険部長から標記について説明があり、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(5) 役員を選任並びに会長及び副会長の選定について

伊藤保険部長から標記について説明があり、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(6) 通常総会の議題等について

伊藤保険部長から、通常総会における議題は①令和4年度決算案の承認について、②令和5年度会費免除者案の承認について、③役員を選任並びに会長及び副会長の選定について、並びに報告事項は①令和4年度事業報告、②令和4年度監査報告とする旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(7) 通常総会開催通知について

伊藤保険部長から、令和5年6月25日(日)に日本柔整会

館にて開催する通常総会の開催通知における「お知らせとお願い」、「代理人選任届」、「議決権行使書」等の記載内容について、ならびに、同通知を6月9日に代議員のほか、参考として都道府県柔道整復師会等へも発信することの説明があり、審議の結果、承認可決した。

(8) 通常総会の議長、副議長候補ならびに議事録署名人候補について

伊藤保険部長から標記について説明があった。通常総会の議長候補を遠藤寿之代議員(福島県)、副議長候補を加藤弘幸代議員(広島県)とすること、ならびに、議事録署名人候補については総務一任とすることについて、審議の結果、承認可決した。

第4号議案 『事業報告等に係る内閣府への提出書類について』

伊藤保険部長から議案について説明があった。審議の結果、以下について承認可決した。

(1) 令和5年6月25日の通常総会において「令和4年度事業報告」の報告および「令和4年度決算案」を議決する手続きを経たのち、数日中に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第22条第1項に基づき、「事業報告等に係る提出書」(以下、「報告書」という。)を内閣府へ提出すること。

(2) この報告書について、内閣府の指導等により変更の必要性が生じた場合で基本的部分についての変更を伴わないときは、例年同様、その対応を担当部署一任とすること。

第5号議案 『「災害対策積立金規程」改正等(災害対策について)』

豊嶋総務担当理事から、(1)「災害対策積立金規程」の改正について、(2)「日本柔道整復師会並びに都道府県柔道整復師会における災害対策の基本理念及び基本方針等」の改正について、(3)災害対策室からの提案についての説明があった。審議の結果、継続審議とすることとした。

第6号議案 『2023年度 救護及びトレーナー活動助成金対象大会について』

石原財務部長から議案について説明があった。審議の結果、各県から申請のあった、今年度、各県で開催される大規模なスポーツ大会等のうち、日整の「救護及びトレーナー活動規程」に基づき助成金支給対象となる大会について、財務部で精査した内容のとおり、承認可決した。

第7号議案 『匠の技 伝承』プロジェクト(各都道府県講習会)について』

森川学術教育部長から、都道府県柔道整復師会が実施する匠事業について、『日整「匠の技」技術講習会(仮称)実施要綱(案)』として提案があった。審議の結果、承認可決した。

第8号議案 『形競技会に係る要望』

竹藤事業部長から、都道府県柔道整復師会において日整全国少年柔道形競技会の予選会を実施しているところであるが、ある県のチームから当該県の予選会実施方法等に係る要望書が日整あてに提出されている旨の説明があった。予選会については、各県にお任せする方針であることを、審議の結果、承認可決した。

第9号議案 『法人の情報管理について』

伊藤保険部長から議案について説明があった。理事会等を実施する際の会議場に「撮影・録音禁止」の貼紙を掲示することについて、承認可決した。

第10号議案 『会員研修テキストについて』

森川学術教育部長から議案について説明があった。匠事業の一環で会員に配布した「会員研修用標準テキスト」は、日整が過去にモンゴル事業において作成したテキストをもとに作られたものであり、ベトナム事業においても当該テキストをもとに事業を実施している。作成に携わった会員に対する対応もしっかりとりながら事業を進めていくことについて、審議の結果、承認可決した。

第11号議案 『日整全国少年柔道「形」競技会について』

竹藤事業部長から議案について説明があった。大会名称の形にかぎ括弧を付け加え、『日整全国少年柔道「形」競技会』とすることについて、審議の結果、承認可決した。

報告事項

- ①令和5年 春の叙勲・褒章 受章者
- ②NHK「ラジオ深夜便」掲載記事等(5～6月号)について
- ③日整会員数、日整登録柔道整復師数、日整ニュースレター登録者数(2023/4末現在)
- ④理事会議事録(4/20)
- ⑤令和5年5月5日 石川県能登珠洲地震(石川県からの報告)

⑥2023年度救護及びトレーナー活動助成金申請について

⑦「令和5年全日本柔道形競技大会」後援について(全柔連からの依頼)

⑧令和6年度 学術大会 日程(申込状況)

⑨公認私的研究会の廃止届・変更申請について

⑩柔道形普及動画(マニュアル付き)について

⑪日整トピック(R5/5/15発行号)

⑫業界説明会 配布資料について

⑬各部報告

(総務部)役員への貸与iPad回収について

(保険部)令和6年度療養費料金改定について

(その他)代議員名簿(R5年度選出版)

(その他)選任広報原稿

以上をもって議案の審議等を終了した。

令和5(2023)年度 第3回理事会

開催場所 日本柔整会館

開催日時 令和5年7月4日(火曜日)14時00分～15時30分

理事現在数及び定足数 現在数19名 定足数10名

理事出席者 理事19名中18名出席(欠:齊藤(勝))
長尾、竹藤、森川、川口、齋藤(武)、
山崎、徳山、鈴木、塩川、大河原、
原澤、柏木、田代、橋口、金子、
櫻田、藤川、高山

監事出席者 監事2名中2名出席 宮下、高橋
議長 長尾会長

会議の概要

対面により実施された。議長は冒頭で定足数が満たされていることを確認。そして、議事録署名人については、定款第39条に基づき、長尾淳彦会長と宮下治由・高橋政夫 両監事であることを確認した。

議題

第1号議案 『各部担当役員等について』

長尾会長から議案について説明があった。審議の結果、各理事の職務分担を次のとおり承認可決した。

副会長

竹藤 敏夫(茨城県)

森川 伸治(愛知県)

理事

川口 貴弘(奈良県)総務部長

齋藤 武久(神奈川県)財務部長

山崎 邦生(岡山県)保険部長

徳山 健司(大阪府)学術教育部長

鈴木 努(静岡県)事業部長

塩川 哲也(福岡県)広報部長

大河原 晃(埼玉県)国際部長

原澤 研祐(群馬県)総務部担当

柏木 久明(長野県)総務部担当

齊藤 勝典(山形県)財務部担当

田代 富夫(栃木県)保険部担当

橋口 均(鹿児島県)保険部担当

金子 益美(新潟県)学術教育部担当

櫻田 裕(宮城県)事業部担当

藤川 和秀(愛知県)広報部担当

高山 訓正(北海道)国際部担当

また、長尾会長から今後の「柔道整復療養費検討専門委員会」委員について説明があった。審議の結果、推薦する委員を承認可決した。

第2号議案 『役員報酬について』

長尾会長から標記について説明があった。審議の結果、理事の報酬月額は従前どおりとする提案を承認可決した。なお、監事の報酬については監事の協議により定めるものとした。

第3号議案 『役員等への連絡方法について』

長尾会長から議案について説明があった。審議の結果、役員への連絡等は原則としてメールで行うことを、承認可決した。

⑥「日整グループ保険」「日整医療保険」制度推進のお願い

⑦「全国国民年金基金」への新規加入者紹介のお願い

⑧「会員研修用標準テキスト」発行に寄せて

⑨日整トピック(R5/6/9発行号)

⑩業界説明会リーフレット

⑪日整全国少年柔道「形」競技会 投の形指導解説書

⑫各部報告

(総務部)役員へのiPad貸与について(7月中に配布予定)

以上をもって議案の審議等を終了した。

報告事項

①日整会員数、日整登録柔道整復師数、日整ニューズレター登録者数(2023/5末現在)

②理事会議事録(6/6)

③通常総会議事録(6/25)

④柔道整復師国家試験漏洩再発防止委員会報告書(財団)

⑤NHK「ラジオ深夜便」掲載記事等(7月号)について

編集後記

この度、日整役員改選において、広報部長に就任いたしました塩川です。本号Feel!Go!265号(8月号)の制作にあたって、前広報部長の山崎先生をはじめ、新旧広報部の先生方にご協力をいただきながら、無事に発行することができました。多大なるご協力をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

本誌では皆様の都道府県での活動や情報共有できるページを検討しております。具体的には①「匠の技 伝承」プロジェクト事業に準じた普及活動②医療機関との連携への取り組み③災害時の救護活動およびその訓練への参加④その他、各都道府県柔道整復師会が取り組む特筆すべき事例、例えば公益社団法人柔道整復師会と柔道整復師そのPR活動など、活動状況をお寄せいただき、「全国スキルアップ通信」として掲載できればと考えております。所属されている都道府県柔道整復師会を通して、原稿を募集しておりますので、ご協力をいただければ幸いです。

また、これからもニュースレター等を用いて、会員の皆様へ、新鮮な情報を伝えることできるよう邁進していきますので、まだ登録がお済でない方は、是非ニュースレターの登録をお願いいたします。

今後とも日整広報部の活動にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

広報部長 塩川 哲也

令和5年8月20日発行
公益社団法人 日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
電話(03)3821-3511(大代表)

発行人 長尾 淳彦
編集者 塩川 哲也
制作・印刷所 株式会社外為印刷



Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。